

令和3年度汚水処理施設の効率的な整備・運営管理に 向けた調査業務報告書

令和4年3月

環境省 環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室
エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社

はじめに

汚水処理施設の整備・運営管理は、地域の実情に応じた効率的かつ適正な手法により実施されることが重要である。浄化槽は、従来から下水道等と並び生活排水対策の柱の一つとして位置付けられているが、個別分散型汚水処理施設であることから、短期間かつ比較的少ない費用で設置できる等の様々な特徴を有しており、汚水処理施設の効率的な整備・運営管理の実施にあたって果たす役割は非常に大きいとされている。浄化槽がこのような役割を果たしていくためには、浄化槽に係る情報を的確に把握した上で、効率的な整備・運営管理の実施に資する施策の検討等が必要である。

本業務で求められることは、効率的な整備・運営管理の実施に資する施策の検討に向けた正確・精緻な基礎情報の収集・把握である。(下図参照)

この目的を達成し、さらにその精度・効率性を向上させていくために、特に次の3点が求められる。

- 正確・精緻な基礎情報の把握に向けた調査手法の改善
- 多くの関係者が基礎情報を早期に入手・活用可能とするための工程管理
- 都道府県・環境省の作業負担軽減、調査全体の効率性向上

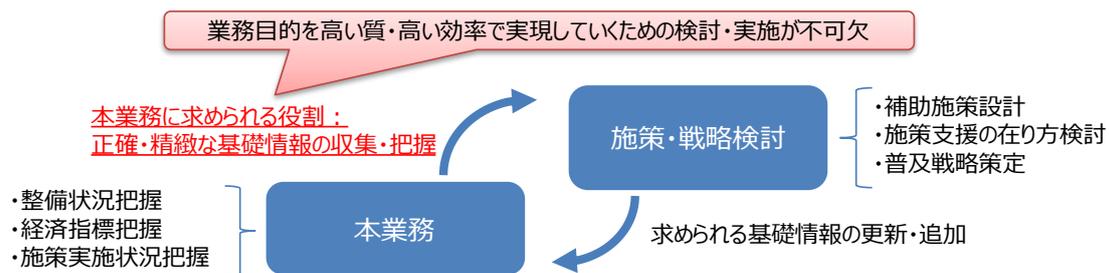


図 汚水処理施設の効率的な整備・運用に向けた本業務の役割・位置付け

本業務では、全国の自治体における浄化槽に関する情報を取りまとめ、汚水処理施設の効率的な整備・運営管理に向けた施策を検討するための基礎資料を作成した。

目次

1	浄化槽に関する調査.....	1
1.1	調査実施計画の作成.....	1
1.1.1	浄化槽等の普及状況等調査.....	1
1.1.2	浄化槽の指導普及に関する調査.....	1
1.2	浄化槽等の普及状況等に関する調査.....	14
1.2.1	エラーチェック.....	14
1.2.2	結果の分析と公表資料の作成.....	14
1.3	浄化槽の指導普及に関する調査.....	20
1.3.1	調査方法.....	20
1.3.2	集計結果.....	24
1.4	調査の進捗管理.....	37
1.5	過年度調査結果との比較分析.....	37
1.5.1	過年度比較チェックの基準.....	37
1.5.2	整合性チェックの基準.....	46
1.6	次年度調査に向けた検討.....	50
1.6.1	浄化槽の指導普及に関する調査の現状の課題.....	50
1.6.2	調査項目の整理.....	50
1.6.3	調査手法改善案の検討.....	55
1.6.4	調査票等の作成・エラーチェック.....	60
2	浄化槽の効率的な整備・運営管理に向けた分析.....	65
3	まとめと今後の課題.....	73
1.1	3.1 まとめ.....	73
3.2	今後の課題.....	73

目次

図 1-1 エラーチェック自動化ツールのフローチャート(No_12_Data_Copy 関数)	9
図 1-2 エラーチェック自動化ツールのフローチャート(No_12_Check のフローチャート)	10
図 1-3 指導普及調査フロー	20
図 1-4 令和 3 年度に実施した調査手法のフロー	56
図 1-5 令和 4 年度以降の調査手法のフロー(案)	57
図 1-6 回答方法の改善案	58
図 1-7 都道府県における取りまとめ方法の改善案	59
図 2-1 浄化槽の設置基数の推移	66
図 2-2 合併処理浄化槽の設置基数の推移	67
図 2-3 合併処理浄化槽の新設基数の推移	67
図 2-4 構造基準・人槽別浄化槽設置基数(令和 2 年度末)	69
図 2-5 建築用途別の浄化槽設置割合	69
図 2-6 法定検査の受検率の推移	70
図 2-7 11 条検査不適正事項のうち、漏水の検出事例の経年推移	72

表 目次

表 1-1 調査票修正内容(都道府県調査票).....	2
表 1-2 調査票修正内容(都道府県以外).....	6
表 1-3 全国市町村別 浄化槽処理人口普及率一覧(令和2年度末).....	15
表 1-4 指導普及調査の調査項目一覧(令和3年度).....	21
表 1-5 過年度との調査項目の比較.....	23
表 1-6 地方公共団体が認識している課題(法的整備の課題・要望等).....	25
表 1-7 浄化槽制度について地方公共団体が認識している課題等.....	27
表 1-8 市町村設置型の実施が困難な理由(市町村回答).....	33
表 1-9 市町村設置型の実施が困難な理由に係る特徴的な回答.....	35
表 1-10 過年度比較チェック基準.....	37
表 1-11 4(1)の基準値(処理方式別浄化槽全設置基数(旧構造基準)).....	41
表 1-12 4(2)の基準値(人槽区分別浄化槽全設置基数(旧構造基準)).....	41
表 1-13 4(3)の基準値 1(処理方式別浄化槽全設置基数(新構造基準)).....	41
表 1-14 4(3)の基準値 2(処理方式別浄化槽全設置基数(新構造基準)).....	41
表 1-15 4(3)の基準値 3(処理方式別浄化槽全設置基数(新構造基準)).....	42
表 1-16 4(4)の基準値(人槽区分別浄化槽全設置基数(新構造基準)).....	42
表 1-17 4(5)の基準値(処理方式別浄化槽全設置基数).....	42
表 1-18 4(6)の基準値(人槽区分別浄化槽全設置基数).....	42
表 1-19 4(7)の基準値(建築用途別浄化槽設置基数).....	42
表 1-20 6(1)1)の基準値(行政処分の件数 浄化槽法第5条、第12条関係).....	43
表 1-21 6(1)2)の基準値(行政処分の件数 浄化槽法第7条の2、第12条の2関係).....	43
表 1-22 6(1)3)の基準値(行政処分の件数 浄化槽法第53条又は条例関係).....	43
表 1-23 6(2)の基準値 1(行政処分を行った根拠).....	44
表 1-24 6(2)の基準値 2(行政処分を行った根拠).....	44
表 1-25 7の基準値 1(浄化槽関係業者数).....	44
表 1-26 7の基準値 2(浄化槽関係業者数).....	45
表 1-27 16の基準値(国庫助成による浄化槽整備実績).....	45
表 1-28 23の基準値(地方公共団体が所有する浄化槽の状況).....	45
表 1-29 整合性チェック基準(視認).....	46
表 1-30 自動化ツールの整合性チェック基準(全調査票共通).....	48
表 1-31 自動化ツールの整合性チェック基準(都道府県、保健所設置市、特別区調査票).....	48
表 1-32 令和4年度の調査項目案及び調査票の更新方法.....	53
表 1-33 令和4年度の各調査項目案で採用する調査手法.....	55
表 1-34 円滑化に資する調査項目別改善策.....	60
表 2-1 令和2年度における都道府県別浄化槽の設置状況等.....	65
表 2-2 構造基準・人槽別浄化槽設置基数(令和2年度末).....	68

表 2-3 法定検査の受検率の推移	70
表 2-4 設置基数・設置割合・新設基数・法定検査受検率の状況(令和 2 年度末)	71

- 調査業務の実施体制

本業務は以下に示す体制にて実施した。

- 発注者：環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室
- 受注者：エム・アール・アイリサーチアソシエーツ株式会社
 - 業務責任者：サステナビリティ事業部 三堀純
 - 統括責任者：サステナビリティ事業部 部長 山本圭介

- スケジュール

本業務は令和3年4月～令和4年3月の間、次頁に示す実施計画を立て、業務を行った。

1 浄化槽に関する調査

1.1 調査実施計画の作成

本業務では、浄化槽等の普及状況等調査及び浄化槽の指導普及に関する調査について契約後 2 週間以内に実施計画を作成し確定した。工程別の計画・実施事項を以下に示す。

1.1.1 浄化槽等の普及状況等調査

浄化槽等の普及状況等調査では、集計結果のエラーチェック、結果の分析及び公表資料の作成を行った。調査票の送付、回収、取りまとめ等については調査実施主体である農林水産省・環境省・国土交通省において実施した。

(1) エラーチェック

環境省より集計結果を受領し、前年度データと突合しての数値の比較チェック及び都道府県、市町村内の数値の報告値と集計値が一致するかの論理チェックを実施した。データ突合は、各データ(汚水処理区域別・処理施設・整備事業別、人口・基数)を比較して確認した。

(2) 公表資料の作成

集計結果確定後に、汚水処理人口普及率などを公表するに際しての付属資料について、追加集計を行い作成した。

1.1.2 浄化槽の指導普及に関する調査

(1) 調査設計

令和 3 年 4 月の中核市移行に伴い、以下の市については市町村調査票から保健所設置市調査票へ回答調査票を変更した。

- 長野県 松本市
- 愛知県 一宮市

また、調査票の内容に関し、次頁に示す点を修正した。

表 1-1 調査票修正内容(都道府県調査票)

シートNO.	調査項目名	セル	前年度記載内容(隔年実施項目は前々年度記載内容)	今年度記載内容	修正内容
6	行政処分等の件数及び根拠	B51	—	3.特定既存単独処理浄化槽の措置に係る情報 (1)特定既存単独処理浄化槽の基数と行政処分等の件数 ○浄化槽法附則第11条…特定既存単独処理浄化槽に対する措置	設問新設
6	行政処分等の件数及び根拠	L52	—	(2)市町村への行政処分の移譲の有無	設問新設
14	公共浄化槽等整備推進事業の実施状況	A1	14. 浄化槽市町村整備推進事業の実施状況	14. 公共浄化槽等整備推進事業の実施状況	設問タイトル変更
14	公共浄化槽等整備推進事業の実施状況	A2	都道府県内において、浄化槽市町村整備推進事業(国庫助成事業、市町村設置型)を実施している(又は実施予定等の)市町村について、市町村数と市町村名を回答してください。	都道府県内において、公共浄化槽等整備推進事業(国庫助成事業、令和2年度以前においては浄化槽市町村整備推進事業)を実施している(又は実施予定等の)市町村について、市町村数と市町村名を回答してください。	指示文変更
15	公共浄化槽等整備推進事業に対する都道府県の補助の状況	A1	15. 浄化槽市町村整備推進事業に対する都道府県の補助の状況	15. 公共浄化槽等整備推進事業に対する都道府県の補助の状況	設問タイトル変更
15	公共浄化槽等整備推進事業に対する都道府県の補助の状況	A2	【補助制度の有無】 都道府県における浄化槽市町村整備推進事業に対する補助制度の有無を回答してください。	【補助制度の有無】 都道府県における公共浄化槽等整備推進事業に対する補助制度の有無を回答してください。	指示文変更
16	国庫助成による浄化槽整備実績	S3	浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型)設置基数	公共浄化槽等整備推進事業(市町村設置型)設置基数	記載内容変更
17	浄化槽法に関する事務(権限)の移譲の状況	A3	—	移譲の状況が同じ市町村については、一つのセルに市町村名をまとめて記載して差し支えありません。	指示文追記

シートNO.	調査項目名	セル	前年度記載内容(隔年実施項目は前々年度記載内容)	今年度記載内容	修正内容
	況				
17	浄化槽法に関する事務(権限)の移譲の状況	A4	<p>⑫浄化槽の使用廃止の届出の受理(第11条の2)</p> <p>⑬浄化槽の保守点検又は清掃についての助言・指導・勧告(第12条第1項)</p> <p>⑭浄化槽の保守点検又は清掃についての改善命令又は使用停止命令(第12条第2項)</p> <p>⑮第11条検査についての指導及び助言(第12条の2第1項)</p> <p>⑯第11条検査についての勧告(第12条の2第2項)</p> <p>⑰第11条検査についての改善命令(第12条の2第3項)</p> <p>⑱浄化槽管理者及び浄化槽清掃業者に対する報告の徴収(第53条第1項)</p> <p>⑲浄化槽管理者及び浄化槽清掃業者に対する立入検査及び質問(第53条第2項)</p>	<p>⑫浄化槽の使用の休止の届出等の受理(第11条の2第1項)</p> <p>⑬浄化槽の使用の再開の届出等の受理(第11条の2第2項)</p> <p>⑭浄化槽の使用廃止の届出の受理(第11条の3)</p> <p>⑮浄化槽の保守点検又は清掃についての助言・指導・勧告(第12条第1項)</p> <p>⑯浄化槽の保守点検又は清掃についての改善命令又は使用停止命令(第12条第2項)</p> <p>⑰第11条検査についての指導及び助言(第12条の2第1項)</p> <p>⑱第11条検査についての勧告(第12条の2第2項)</p> <p>⑲第11条検査についての改善命令(第12条の2第3項)</p> <p>⑳浄化槽管理者及び浄化槽清掃業者に対する報告の徴収(第53条第1項)</p> <p>㉑浄化槽管理者及び浄化槽清掃業者に対する立入検査及び質問(第53条第2項)</p> <p>㉒特定既存単独処理浄化槽の除却その他必要な措置の助言・指導(附則第11条第1項)</p> <p>㉓特定既存単独処理浄化槽の除却その他必要な措置に係る勧告(附則第11条第2項)</p> <p>㉔特定既存単独処理浄化槽の勧告に係る措置命令(附則第11条第3項)</p>	回答欄追加による指示文変更

シートNO.	調査項目名	セル	前年度記載内容(隔年実施項目は前々年度記載内容)	今年度記載内容	修正内容
17	浄化槽法に関する事務(権限)の移譲の状況	W列～ AA列			回答欄追加
20(1)	国庫助成事業により設置した浄化槽の法定検査実施状況の把握について (1)把握状況	A3	・本設問における「国庫助成事業」とは、浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型)、浄化槽設置整備事業(個人設置型)を指し、循環型社会形成推進交付金及び地域再生基盤強化交付金(汚水処理施設整備交付金)によるものです。	・本設問における「国庫助成事業」とは、公共浄化槽等整備推進事業(市町村設置型)、浄化槽設置整備事業(個人設置型)を指し、循環型社会形成推進交付金及び地域再生基盤強化交付金(汚水処理施設整備交付金)によるものです。	指示文変更
21(1)(都道府県)	浄化槽台帳の整備及び活用の状況(1)浄化槽台帳の整備状況	全ページ	浄化槽台帳の整備状況	浄化槽台帳の整備及び活用の状況 (1)浄化槽台帳の整備状況	設問内容を更新
21(2)(都道府県)	浄化槽台帳の整備及び活用の状況(2)台帳データに関わる整備状況	全ページ	浄化槽台帳の整備状況	浄化槽台帳の整備及び活用の状況 (2)台帳データに係る整備状況	設問内容を更新
21(3)(都道府県)	浄化槽台帳の整備及び活用の状況(3)台帳の活用状況	全ページ	浄化槽台帳の整備状況	浄化槽台帳の整備及び活用の状況 (3)台帳の活用状況	設問内容を新設
22(1)(都道府県)	浄化槽管理者講習会の実施状況(1)都道府県の実施状況	A2	都道府県内の浄化槽管理者に対し、浄化槽の適正な維持管理を図るための講習会の取組内容(講習会の開催状況、開催時期及び回数、対象者、内容、名称、開始年、主催者等)について回答してください。 なお、市町村設置型で浄化槽使用者を対象とした講習の場合にも回答してください。	(1)都道府県の実施状況 都道府県内の浄化槽管理者に対し、浄化槽の適正な維持管理を図るための講習会の取組内容(講習会の開催状況、1年あたりの開催回数、対象者、内容、名称、開始年、主催者等)について回答してください。 なお、市町村設置型で浄化槽使用者を対象とした講習の場合にも回答してください。	指示文変更

シートNO.	調査項目名	セル	前年度記載内容(隔年実施項目は前々年度記載内容)	今年度記載内容	修正内容
22(1)(都道府県)	浄化槽管理者講習会の実施状況(1)都道府県の実施状況	B列~K列	① 「講習会の開催」の「実施」「未実施」の選択欄をそれぞれ設けている(該当欄に「○」を記載して回答する) ② 「開始年」の記載欄を設けている	① 「講習会の開催」の「実施」「未実施」の選択を同一セル内でプルダウンメニューによって行う ② 「開始年」の記載欄を削除	設問内容を更新
22(2)(市町村)	浄化槽管理者講習会の実施状況(2)市町村の実施状況	全ページ	—	(2)市町村の実施状況	設問新設
24	災害時等における協定締結状況	A2	浄化槽に関する災害時等の協定を締結している地方公共団体名、協定締結相手、協定締結期間及び協定の概要について回答してください。	浄化槽に関する災害時等の協定を締結している地方公共団体名、協定締結相手、協定締結期間及び協定の概要について回答してください。締結先との定期的な協議の場を設けるなどしている場合は、その協議内容や頻度も協定概要に記載してください。	指示文追記
26	浄化槽処理促進区域の指定状況	D4	(令和2年度7月末現在)	(令和2年度末現在)	記載内容変更
27(2)	浄化槽制度について地方公共団体が認識している課題等(2)市町村	設問名称	(2)浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型)の実施が困難な場合の理由	(2)公共浄化槽等整備推進事業(市町村設置型)の実施が困難な場合の理由	設問タイトル変更
27(2)	浄化槽制度について地方公共団体が認識している課題等(2)市町村	C5	市町村設置整備事業の実施が困難な場合の理由	公共浄化槽等整備推進事業の実施が困難な場合の理由	回答欄文言変更

表 1-2 調査票修正内容(都道府県以外)

シート	調査項目名	セル	前年度記載内容	今年度記載内容	修正内容
6	行政処分等の件数及び根拠	B51		3. 特定既存単独処理浄化槽の措置に係る情報 (1)特定既存単独処理浄化槽の基数と行政処分等の件数 ○浄化槽法附則第 11 条・・・特定既存単独処理浄化槽に対する措置	設問新設
14	公共浄化槽等整備推進事業の実施状況	A1	14. 浄化槽市町村整備推進事業の実施状況	14. 公共浄化槽等整備推進事業の実施状況	設問タイトル変更
14	公共浄化槽等整備推進事業の実施状況	A2	浄化槽市町村整備推進事業(国庫助成事業、市町村設置型)の実施有無、又は実施予定等の有無を回答してください。なお、PFI による事業実施市町村については、「はい(PFI)」を選択してください。浄化槽の設置の有無を問わず、事業として予算措置をしている場合には「はい」を選択してください。	公共浄化槽等整備推進事業(国庫助成事業、令和 2 年度以前においては浄化槽市町村整備推進事業)の実施有無、又は実施予定等の有無を回答してください。なお、PFI による事業実施市町村については、「はい(PFI)」を選択してください。浄化槽の設置の有無を問わず、事業として予算措置をしている場合には「はい」を選択してください。	指示文変更
16	国庫助成による浄化槽整備実績	S3	浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型)設置基数	公共浄化槽等整備推進事業(市町村設置型)設置基数	記載内容変更
20(1)	国庫助成事業により設置した浄化槽の法定検査実施状況の把握について(1)把握状況	A3	・本設問における「国庫助成事業」とは、浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型)、浄化槽設置整備事業(個人設置型)を指し、循環型社会形成推進交付金及び地域再生基盤強化交付金(汚水処理施設整備交付金)によるものです。	・本設問における「国庫助成事業」とは、公共浄化槽等整備推進事業(市町村設置型)、浄化槽設置整備事業(個人設置型)を指し、循環型社会形成推進交付金及び地域再生基盤強化交付金(汚水処理施設整備交付金)によるものです。	指示文変更
21(1)	浄化槽台帳の整備及び活用の状況(1)浄化槽台帳の整備状況	全ページ	浄化槽台帳の整備状況	浄化槽台帳の整備及び活用の状況 (1)浄化槽台帳の整備状況	設問内容を更新

シート	調査項目名	セル	前年度記載内容	今年度記載内容	修正内容
特別区)					
21(2) (保健所 設置市、 特別区)	浄化槽台帳の整備及 び活用の状況(2)台 帳データに関わる整 備状況	全ページ	浄化槽台帳の整備状況	浄化槽台帳の整備及び活用の状況 (2)台帳データに係る整備状況	設問内容を更新
21(3) (保健所 設置市、 特別区)	浄化槽台帳の整備及 び活用の状況(3)台 帳の活用状況	全ページ	浄化槽台帳の整備状況	浄化槽台帳の整備及び活用の状況 (3)台帳の活用状況	設問内容を新設
22(2) (市町村)	浄化槽管理者講習会 の実施状況(2)市町 村の実施状況	全ページ	—	(2)市町村の実施状況	設問新設
24	災害時等における協 定締結状況	A2	浄化槽に関する災害時等の協定を締結している場合、 協定締結相手、協定締結期間及び協定の概要につい て回答してください。	浄化槽に関する災害時等の協定を締結している場合、 協定締結相手、協定締結期間及び協定の概要につい て回答してください。締結先との定期的な協議の場を 設けるなどしている場合は、その協議内容や頻度も協 定概要に記載してください。	指示文追記
26	浄化槽処理促進区域 の指定状況	D4	(令和2年度7月末現在)	(令和2年度末現在)	記載内容変更
27(2)	浄化槽制度について 地方公共団体が認識 している課題等(2) 市町村	設問名称	(2)浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型)の実 施が困難な場合の理由	(2)公共浄化槽等整備推進事業(市町村設置型)の実 施が困難な場合の理由	設問タイトル変更
		C5	市町村設置整備事業の実施が困難な場合の理由	公共浄化槽等整備推進事業の実施が困難な場合の理 由	回答欄文言変更

(2) 調査票記入・受領・集約工程

調査票の誤記入、記入すべき箇所の無記載等を記入者が確認できるセルフチェックプログラム(以下、「セルフチェックマクロ」という。)を含んだ調査票を作成した。

調査票の配布、受領は環境省にて実施し、受注者は環境省より適宜、回収調査票の転送を受けた。

(3) 集計工程

都道府県集計前に、各都道府県調査票において市町村集計の実施有無を確認し、状況を一覧表にまとめた。その後、市町村集計が未着手の都道府県において、エクセルマクロの自動化ツールを用いて集計を実施した。

(4) エラーチェック工程

集計結果のエラーチェックは、調査票内の整合性チェック(以下、「整合性チェック」という。)及び過年度データとの突合による比較チェック(以下、「過年度比較チェック」という。)の2段階で実施した。

整合性チェック及び過年度比較チェックは、エクセルマクロによる自動化ツールと視認で実施した。

1) 過年度比較チェックの基準値設定

設問別に過年度比較チェックを行うにあたり、年度間差分について基準値を設定した。基準値は、4年度分の前年度差分平均の5%を上回る年度間差分とした。

2) 自動化ツールのフローチャート

次頁以降に整合性チェック及び過年度比較チェックに係る自動化ツールのフローチャートを示す。

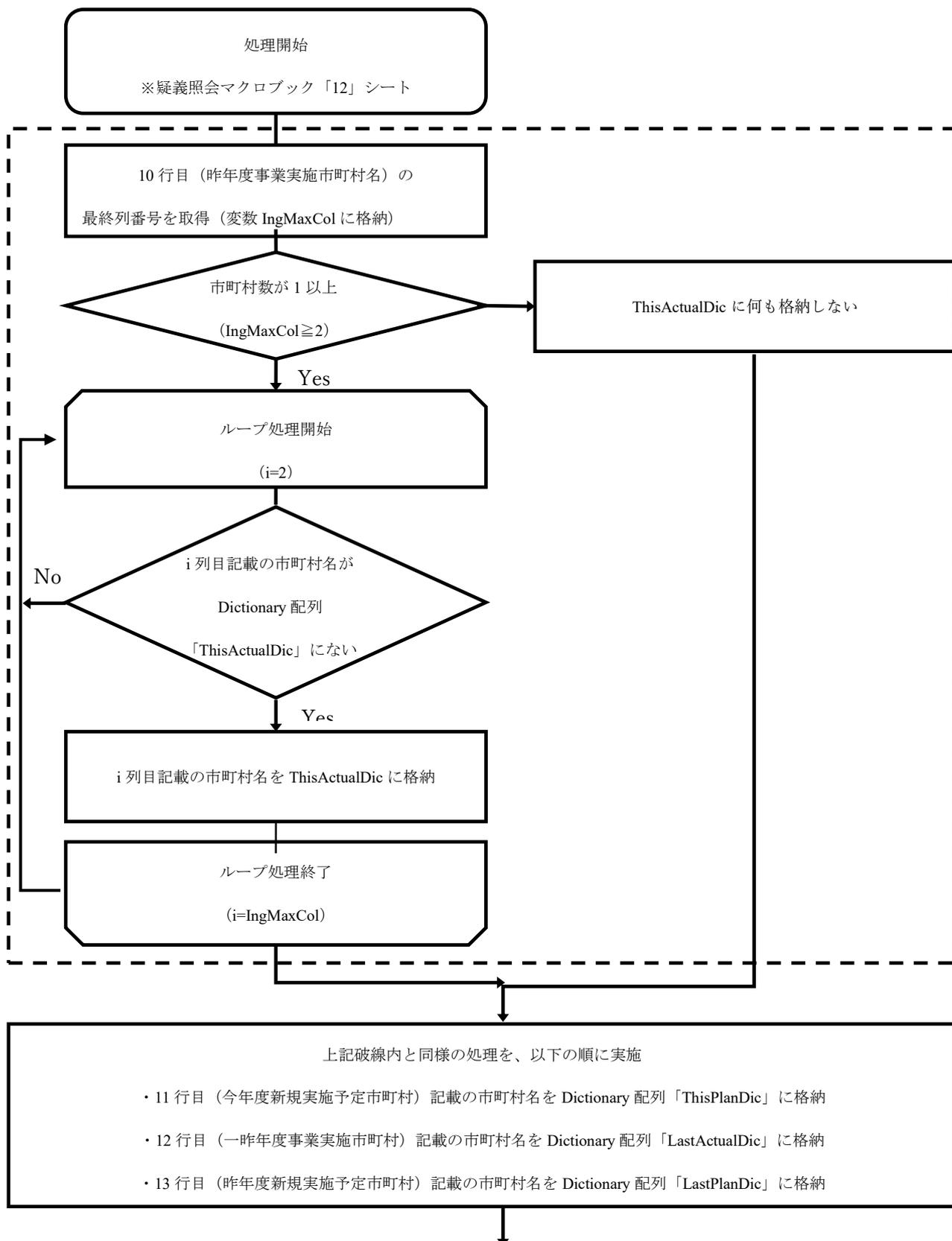


図 1-2 エラーチェック自動化ツールのフローチャート(No_12_Check のフローチャート)

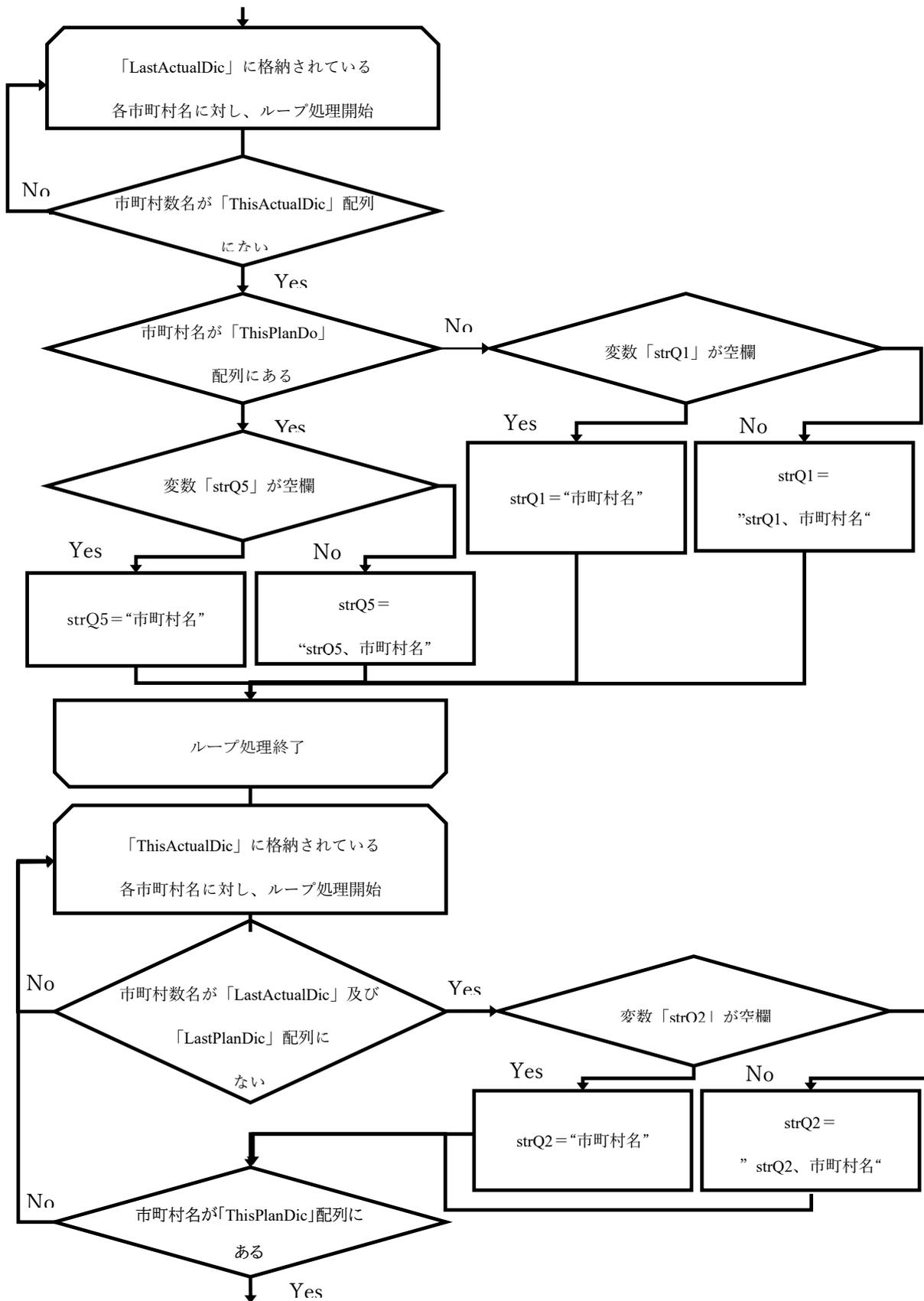


図 1-2 エラーチェック自動化ツールのフローチャート(No_12_Check のフローチャート) 続き

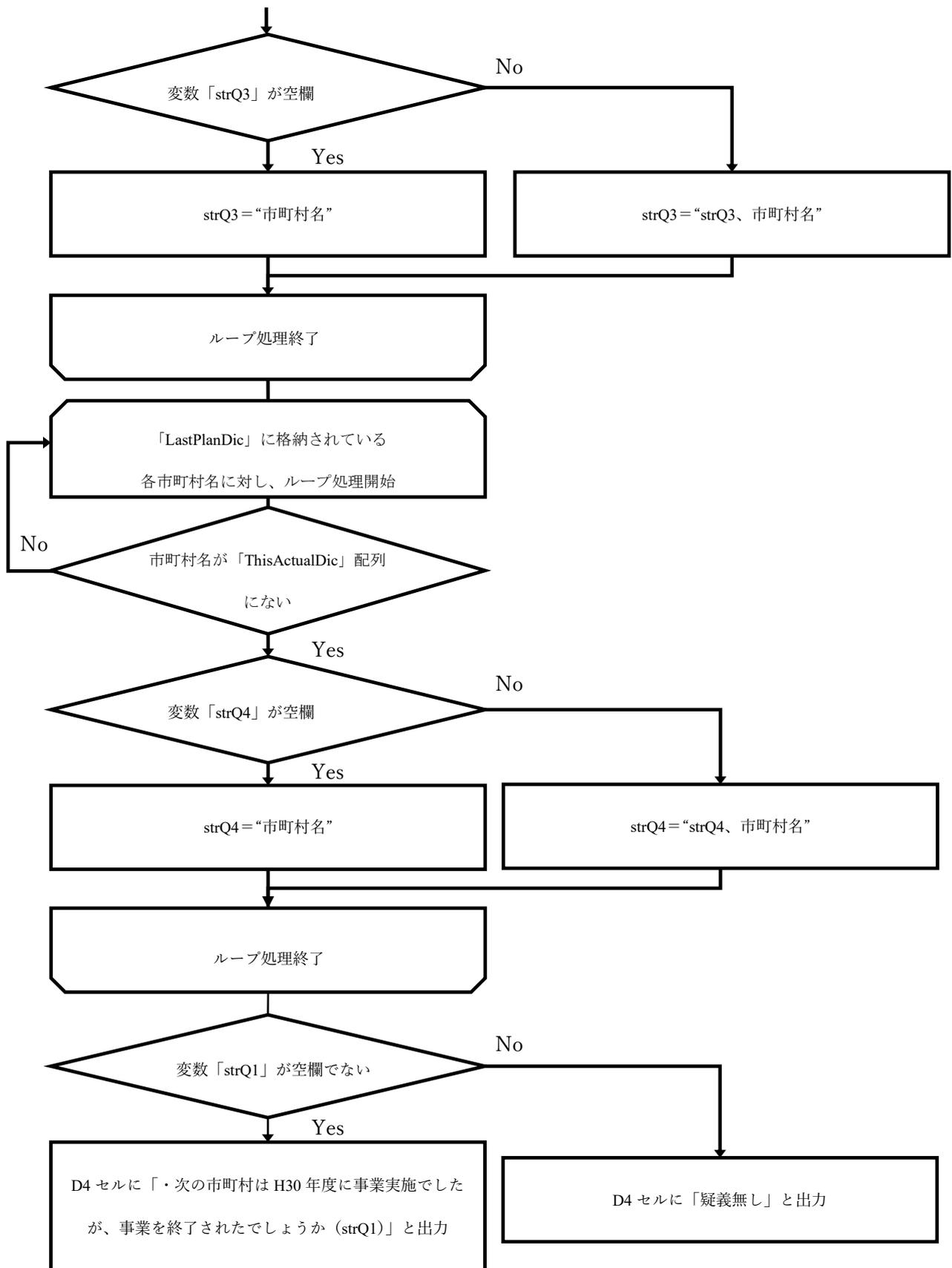


図 1-2 エラーチェック自動化ツールのフローチャート(No_12_Check のフローチャート) 続き

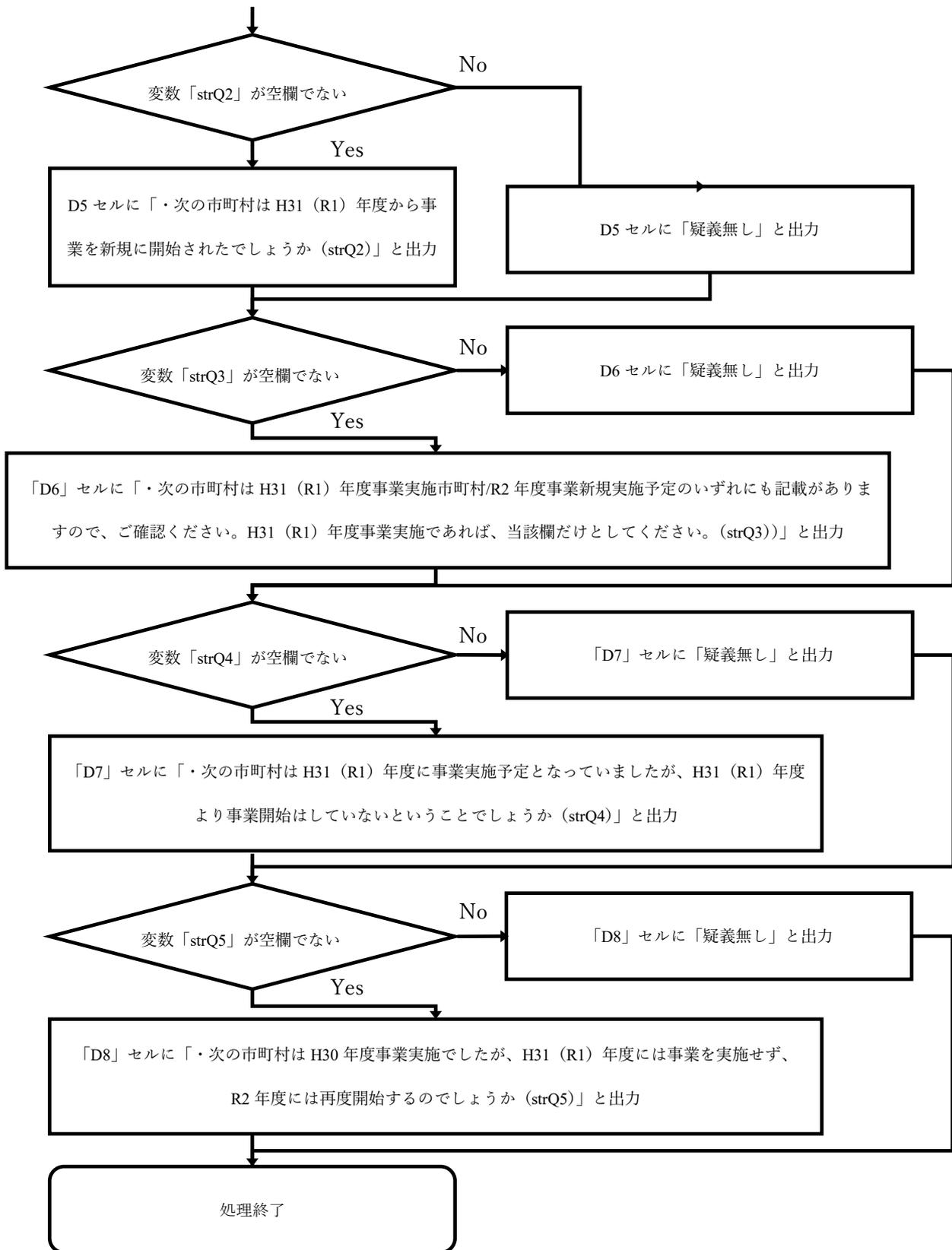


図 1-2 エラーチェック自動化ツールのフローチャート(No_12_Check のフローチャート) 続き

1.2 浄化槽等の普及状況等に関する調査

浄化槽等の普及状況等に関する調査結果について、エラーチェック、結果の分析、公表用資料の作成等を行った。

1.2.1 エラーチェック

都道府県調査票を集約した「全国集計表」について、以下の 2 つのチェックを行った。なお、チェック作業は自動化ツールを用いて行った。エラーがあった項目はエラーリストとして抽出されるよう設計したものを、エラー抽出の抜け漏れがないよう配慮した。

(1) 整合性チェック

全国集計表の小計・合計の項目について、内訳となる項目の値を足しあげた値と一致しているかを確認した。値が一致していない場合、エラーリストに転記されるよう設計した。

また、合併処理浄化槽処理人口と、各事業合計値(市町村設置型人口、個人設置型人口、独自設置人口等の合計)が一致するかなど、資料内での整合性チェックを行った。

(2) 対前年度比差分率チェック

前年度データと今年度データの差分をとり、対前年度比差分率を算出し、その比率が指定した値以上になっていないかを確認した。指定した値以上であった場合、エラーリストに転記されるよう設計した。

1.2.2 結果の分析と公表資料の作成

確定した集計値をもとに、各市町村における浄化槽普及率について分析を行い、公表資料を作成した。

(1) 全国市町村別 浄化槽処理人口普及率一覧(令和 2 年度末)

調査結果(令和 2 年度末の汚水処理人口普及率)を用いて、次頁に示す表を作成した。表を掲載した資料は、令和 3 年 8 月 31 日に公表された。

表 1-3 全国市町村別 浄化槽処理人口普及率一覽(令和2年度末)
(令和3年8月31日公表資料 資料2)

全国市町村別 浄化槽処理人口普及率一覽(令和2年度末)

資料2

北海道		青森県		岩手県		宮城県		秋田県		山形県		福島県	
市町村名	浄化槽												
札幌市	0.1%	下川町	13.2%	西日屋村	0.0%	西川町	0.0%	秋田市	1.8%	山形市	0.1%	福島市	20.5%
函館市	1.4%	美深町	11.8%	藤崎町	1.4%	藤崎町	1.4%	能代市	23.4%	米沢市	22.6%	会津若松市	13.8%
小樽市	0.1%	音威子府村	8.8%	大鰐町	19.3%	大鰐町	19.3%	横手市	21.0%	津波市	11.5%	郡山市	13.0%
旭川市	1.2%	中川町	12.1%	田舎館村	0.9%	田舎館村	0.9%	大館市	11.3%	上山市	9.2%	いわき市	32.4%
室蘭市	0.2%	幌加内町	31.0%	板柳町	2.7%	板柳町	2.7%	男鹿市	4.3%	村山市	5.2%	長井市	17.8%
釧路市	0.3%	増毛町	6.7%	鶴田町	0.7%	鶴田町	0.7%	湯沢市	23.3%	長井市	17.8%	天童市	0.6%
帯広市	1.9%	小平町	5.5%	中泊町	9.1%	中泊町	9.1%	鹿角市	13.7%	東根市	4.1%	東根市	4.1%
北見市	2.3%	苫前町	4.0%	野辺地町	63.5%	野辺地町	63.5%	由利本荘市	14.3%	尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
夕張市	26.1%	苫前町	4.0%	七戸町	38.2%	七戸町	38.2%	湯上町	1.1%	尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
岩見沢市	4.6%	羽幌町	1.6%	六戸町	20.6%	六戸町	20.6%	北秋田市	12.6%	尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
網走市	5.2%	初山別村	16.9%	横浜町	33.4%	横浜町	33.4%	にかほ市	3.4%	尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
留萌市	2.6%	遠別町	12.1%	東北町	29.5%	東北町	29.5%	仙北市	22.5%	尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
苫小牧市	0.7%	天塩町	7.0%	六ヶ所村	3.1%	六ヶ所村	3.1%	小坂町	15.1%	尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
稚内市	3.6%	浜頓別町	6.4%	おいらせ町	19.9%	おいらせ町	19.9%	上小阿仁村	11.9%	尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
美瑛市	3.6%	中頓別町	8.8%	大間町	10.0%	大間町	10.0%	藤里町	13.8%	尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
芦別市	2.3%	枝幸町	7.9%	東通村	10.7%	東通村	10.7%	三種町	9.5%	尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
江別市	1.5%	豊富町	15.3%	鳳間浦村	30.4%	鳳間浦村	30.4%	八峰町	1.5%	尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
赤平市	1.8%	礼文町	12.8%	佐井村	5.4%	佐井村	5.4%	五城目町	8.9%	尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
紋別市	2.3%	利尻町	3.6%	三戸町	16.5%	三戸町	16.5%	井川町	2.9%	尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
士別市	10.5%	利尻富士町	1.1%	五戸町	10.4%	五戸町	10.4%	大湯村	0.0%	尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
名寄市	9.7%	幌延町	17.3%	田子町	58.0%	田子町	58.0%	美郷町	45.1%	尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
三笠市	0.0%	美幌町	6.2%	南郷村	19.2%	南郷村	19.2%	羽後町	16.4%	尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
根室市	4.6%	津別町	14.7%	階上町	25.8%	階上町	25.8%	東成瀬村	85.3%	尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
千歳市	1.3%	斜里町	11.0%	新郷村	8.3%	新郷村	8.3%			尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
滝川市	1.6%	清里町	21.6%							尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
砂川市	3.1%	小清水町	26.4%							尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
歌志内市	0.0%	訓子府町	22.0%							尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
深川市	10.3%	釧路町	14.5%							尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
富良野市	10.1%	佐呂間町	25.1%							尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
登別市	1.2%	遠軽町	3.2%							尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
恵庭市	1.4%	湧別町	20.5%							尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
伊達市	4.3%	滝上町	8.1%							尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
北広島市	0.7%	興部町	4.2%							尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
石狩市	1.1%	西興部村	5.5%							尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
北斗市	1.5%	雄武町	8.0%							尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
当別町	3.9%	大空町	24.0%							尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
新篠津村	47.0%	豊浦町	15.0%							尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
松前町	24.1%	壮瞥町	20.2%							尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
福島町	23.2%	白老町	3.6%							尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
知内町	12.7%	厚真町	45.6%							尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
木古内町	3.1%	洞爺湖町	9.5%							尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
七飯町	1.9%	安平町	9.9%							尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
鹿部町	23.0%	むかわ町	18.3%							尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
森町	3.8%	日高町	12.6%							尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
八雲町	2.4%	早町	35.9%							尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
長万部町	8.3%	新冠町	24.3%							尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
江差町	14.1%	浦河町	10.1%							尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
上ノ国町	2.0%	様似町	9.4%							尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
厚沢部町	27.0%	えりも町	15.1%							尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
乙部町	5.0%	新ひだか町	7.8%							尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
奥尻町	13.4%	音更町	6.6%							尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
今金町	17.8%	士幌町	20.7%							尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
せたな町	4.6%	上士幌町	14.0%							尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
島牧村	50.1%	鹿追町	32.0%							尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
寿都町	26.5%	新得町	12.6%							尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
黒松内町	13.8%	清水町	16.4%							尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
蘭越町	39.4%	芽室町	18.2%							尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
ニセコ町	29.0%	中札内村	25.0%							尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
真狩村	18.3%	更別村	31.1%							尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
留寿都村	15.4%	大樹町	11.9%							尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
喜茂別町	11.5%	広尾町	6.5%							尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
京極町	13.5%	郷別町	8.1%							尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
倶知安町	8.3%	池田町	14.0%							尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
共和町	7.5%	豊頃町	24.9%							尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
岩内町	2.7%	本別町	17.4%							尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
泊村	1.5%	足寄町	7.7%							尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
神恵内村	38.8%	陸奥町	8.6%							尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
積丹町	23.1%	浦郷町	18.1%							尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
古平町	2.7%	釧路町	3.1%							尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
仁木町	41.4%	厚岸町	4.1%							尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
余市町	2.2%	浜中町	19.6%							尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
赤井川村	13.8%	標茶町	10.1%							尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
南幌町	10.5%	弟子屈町	9.3%							尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
奈井江町	7.4%	鶴居村	41.2%							尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
白糠町	0.0%	白糠町	3.9%							尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
由仁町	17.8%	別海町	24.9%							尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
長沼町	19.2%	中標津町	8.0%							尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
栗山町	10.6%	標津町	11.4%							尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
月形町	40.5%	羅臼町	58.6%							尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
浦臼町	18.6%									尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
新十津川町	17.0%									尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
妹背牛町	21.8%									尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
秩父別町	19.6%									尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
雨竜町	21.2%									尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
北竜町	32.6%									尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
沼田町	18.7%									尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
鷹栖町	20.2%									尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
東神楽町	15.1%									尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
当麻町	28.5%									尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
比布町	27.0%									尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
愛別町	24.3%									尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
上川町	2.3%									尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
東川町	28.8%									尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
美瑛町	22.6%									尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
上富良野町	10.6%									尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
中富良野町	28.9%									尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
南富良野町	17.9%									尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
占冠村	31.2%									尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
和寒町	24.0%									尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
剣淵町	24.1%									尾花沢市	40.7%	尾花沢市	40.7%
		北海道	3.1%							山形県	8.5%		
		青森県								福島県			
		市町村名	浄化槽							市町村名	浄化槽		
		青森市	3.4%							福島市	20.5%		
		弘前市	0.8%							会津若松市	13.8%		
		八戸市	12.4%							郡山市	13.0%		
		黒石市	8.1%							いわき市	32.4%		
		五所川原市	19.3%							長井市	17.8%		
		十和田市	6.8%							天童市	0.6%		
		三沢市	7.4%							東根市	4.1%		
		むつ市	27.0%							東根市	4.1%		
		つがる市	6.3%							尾花沢市	40.7%		
		平川市	0.3%							尾花沢市	40.7%		
		平内町	8.0%							尾花沢市	40.7%		
		今別町	54.2%							尾花沢市	40.7%		
		蓬田村	65.0%							尾花沢市	40.7%		
		外ヶ浜町	6.1%							尾花沢市	40.7%		
		鯉ヶ沢町	9.4%							尾花沢市	40.7%		
		深浦町	30.9%							尾花沢市	40.7%		
										尾花沢市	40.7%		
		青森県	10.3%							尾花沢市	40.7%		
		岩手県											

表 1-3 全国市町村別 浄化槽処理人口普及率一覧(令和2年度末)
(令和3年8月31日公表資料 資料2)

全国市町村別 浄化槽処理人口普及率一覧 (令和2年度末)

市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽	市町村名	浄化槽
新潟県	5.6%	長野県		郡上市	11.0%	愛西市	22.9%
富山県		長野市	1.8%	下呂市	9.8%	清須市	35.6%
富山市	1.6%	松本市	2.5%	海津市	6.7%	北名古屋	26.7%
高岡市	1.5%	上田市	2.4%	岐南町	1.1%	弥富市	18.1%
魚津市	2.9%	岡谷市	0.3%	笠松町	1.9%	みよし市	1.6%
木見市	9.7%	飯田市	8.1%	養老町	29.0%	あま市	28.0%
滑川市	5.3%	諏訪市	0.5%	垂井町	14.7%	長久手市	1.7%
黒部市	6.8%	須坂市	0.2%	関ヶ原町	0.6%	東郷町	6.2%
砺波市	9.4%	小諸市	14.0%	神戶町	5.2%	豊山町	21.2%
小矢部市	12.3%	伊那市	5.3%	輪之内町	4.9%	大口町	1.7%
南砺市	0.4%	駒ヶ根市	4.2%	安八町	0.0%	扶桑町	20.9%
射水市	0.4%	中野市	1.4%	掛斐川町	17.6%	大治町	58.4%
舟橋村	0.0%	大町市	19.1%	大野町	80.1%	鯉江町	27.8%
上市町	0.4%	飯山市	0.8%	池田町	8.6%	飛島村	9.4%
立山町	1.3%	茅野市	2.4%	北方町	0.0%	阿久比町	8.4%
入善町	0.0%	塩尻市	0.7%	坂祝町	3.6%	東浦町	4.2%
朝日町	4.8%	佐久市	13.7%	富加町	1.6%	南知多町	30.2%
富山県	2.8%	千曲市	0.2%	川辺町	0.9%	美浜町	57.2%
石川県		東御市	6.5%	七宗町	40.0%	武豊町	6.2%
金沢市	1.0%	安曇野市	4.9%	八百津町	8.9%	幸田町	3.4%
七尾市	16.1%	小海町	23.0%	白川町	78.3%	設楽町	39.4%
小松市	10.7%	川上村	1.5%	東白川村	84.8%	東栄町	17.5%
輪島市	16.8%	南牧村	66.3%	御嵩町	14.5%	豊根村	74.0%
珠洲市	20.9%	南相木村	95.7%	白川村	8.1%	愛知県	9.9%
加賀市	12.1%	北相木村	86.9%	岐阜県	10.2%	三重県	
羽咋市	7.5%	佐久穂町	4.4%	静岡県		津市	36.5%
かほく市	0.4%	軽井沢町	29.8%	静岡市	5.0%	四日市市	9.3%
白山市	0.5%	御代田町	5.2%	浜松市	8.7%	伊勢市	22.8%
能美市	2.7%	立科町	5.0%	沼津市	25.4%	松阪市	31.4%
野々市市	0.0%	青木村	5.9%	熱海市	7.3%	桑名市	12.1%
川北町	31.0%	長和町	7.2%	三島市	9.0%	鈴鹿市	24.8%
津幡町	3.1%	下諏訪町	0.0%	富士宮市	17.1%	名張市	28.7%
内灘町	0.2%	富士見町	7.0%	伊東市	20.3%	尾鷲市	41.2%
志賀町	12.0%	原村	19.3%	島田市	56.7%	魚山市	12.0%
宝達志水町	2.3%	辰野町	2.3%	富士市	12.0%	鳥羽市	34.3%
中能登町	1.8%	箕輪町	1.4%	磐田市	4.6%	能野町	40.7%
穴水町	30.0%	飯島町	21.0%	焼津市	47.7%	いなべ市	1.8%
能登町	15.5%	南箕輪村	1.6%	掛川市	35.2%	志摩市	39.9%
石川県	4.7%	中川村	15.2%	藤枝市	31.5%	伊賀市	45.1%
福井県		宮田村	0.8%	御殿場市	25.6%	木曾岬町	0.0%
福井市	3.9%	松川町	13.1%	袋井市	33.6%	東員町	0.3%
敦賀市	4.0%	高森町	9.8%	下田市	9.6%	菟野町	15.9%
小浜市	2.1%	阿南町	35.4%	裾野市	36.5%	朝日町	0.5%
大野市	11.7%	阿智村	29.6%	湖西市	28.2%	川越町	0.1%
勝山市	0.5%	平谷村	8.0%	伊豆市	10.9%	多気町	32.0%
鯖江市	4.2%	根羽村	22.3%	御前崎市	17.6%	明和町	39.1%
あわら市	0.6%	下條村	96.7%	菊川市	42.0%	大台町	50.5%
越前市	11.5%	栗木村	29.4%	伊豆の国市	14.3%	玉城町	3.6%
坂井市	0.5%	天龍村	20.6%	牧之原市	50.2%	度会町	70.1%
永平寺町	3.1%	泰阜村	74.4%	東伊豆町	30.3%	大紀町	49.2%
池田町	3.2%	蒲井村	15.4%	河津町	38.7%	南伊勢町	11.4%
南越前町	4.3%	豊丘村	14.5%	南伊豆町	32.2%	紀北町	37.8%
越前町	0.4%	大鹿村	56.5%	松崎町	36.7%	御浜町	34.3%
美浜町	3.5%	上松町	15.4%	西伊豆町	34.4%	紀宝町	58.7%
高浜町	0.0%	南木曽町	60.4%	函南町	5.6%	三重県	24.1%
おおい町	5.6%	木祖村	18.7%	清水町	5.9%	滋賀県	
若狹町	0.4%	王滝村	11.5%	長泉町	8.3%	大津市	0.5%
福井県	4.2%	大桑村	17.6%	小山町	44.7%	彦根市	6.5%
山梨県		木曾町	16.5%	吉田町	41.4%	長浜市	0.4%
甲府市	1.9%	麻績村	12.9%	川根本町	54.8%	近江八幡市	15.7%
富士吉田市	29.1%	生坂村	37.9%	森町	24.8%	草津市	0.3%
都留市	25.9%	山形村	0.0%	静岡県	17.5%	守山市	0.1%
山梨市	15.0%	朝日村	0.0%	愛知県		栗東市	0.1%
大月市	28.9%	朝日村	0.0%	名古屋	0.3%	甲賀市	7.7%
韭崎町	21.8%	筑北村	37.0%	名古屋	12.9%	野洲市	0.4%
南アルプス市	23.1%	池田町	4.0%	岡崎市	5.1%	野洲市	0.8%
北杜市	10.8%	松川村	0.5%	一宮市	15.6%	高島市	2.0%
甲斐市	9.4%	白馬村	20.8%	瀬戸市	17.8%	東近江市	0.8%
笛吹市	20.5%	小谷村	47.7%	半田市	2.4%	米原市	0.3%
上野原市	17.4%	坂城町	6.9%	春日井市	19.3%	日野町	1.0%
甲州市	13.1%	小布施町	0.0%	豊川市	13.4%	竜王町	8.0%
中央市	10.8%	高山村	1.4%	津島市	33.6%	愛荘町	0.6%
市川三郷町	9.5%	山ノ内町	4.8%	碧南市	6.3%	豊郷町	0.0%
早川町	46.1%	木島平村	1.5%	刈谷市	4.7%	甲良町	0.0%
身延町	32.0%	野沢温泉村	0.0%	豊田市	13.3%	多賀町	2.7%
南部町	95.5%	信濃町	20.5%	安城市	8.8%	滋賀県	2.4%
富士川町	4.2%	小川村	15.3%	西尾市	6.0%	京都府	
昭和町	4.0%	飯綱町	4.7%	瀧川市	15.9%	京都市	0.3%
道志村	77.0%	栄村	76.4%	蒲郡市	17.8%	福知山市	3.3%
西桂町	16.4%	長野県	5.6%	大山市	17.8%	舞鶴市	2.9%
忍野村	9.0%	岐阜県		常滑市	19.1%	綾部市	21.1%
山中湖村	16.1%	岐阜市	3.3%	江南市	38.8%	宇治市	1.0%
鳴沢村	60.0%	大垣市	5.1%	小牧市	5.4%	宇津市	9.3%
富士河口湖町	16.8%	高山市	3.1%	稲沢市	31.7%	亀岡市	2.1%
小室村	0.0%	多治見市	2.2%	新城市	21.9%	城陽市	0.2%
丹波山村	2.8%	関市	0.6%	東海市	8.1%	向日市	0.0%
山梨県	14.8%	中津川市	18.2%	大府市	13.8%	長岡京市	0.0%
		美濃市	6.6%	知多市	0.9%	八幡市	0.0%
		瑞浪市	11.9%	知立市	18.7%	京田辺市	0.1%
		羽島市	30.3%	尾張旭市	11.3%	京丹後市	13.4%
		恵那市	23.0%	高浜市	16.1%	南丹市	7.8%
		美濃加茂市	4.0%	岩倉市	11.0%		
		土岐市	8.8%	豊明市	5.6%		
		各務原市	13.2%	日進市	13.6%		
		可児市	0.6%	田原市	2.4%		
		山梨市	10.7%				
		瑞穂市	48.4%				
		飛騨市	4.5%				
		本巣市	20.7%				

1.3 浄化槽の指導普及に関する調査

浄化槽の指導普及に関する調査は、浄化槽の設置状況や施策実施状況等の現状調査を目的として、都道府県等を通じ、各市区町村を対象に実施した。調査票作成、回答の取りまとめ、結果分析等を行い、会議用資料として報告書形式のものを15部作成した。

なお、都道府県から各都道府県内の市町村調査票の集計依頼があった場合は、受注者にて集計を行った。

1.3.1 調査方法

(1) 調査票・記入要領等

調査票・記入要領等は、以下の種類の資料を作成した。各調査票のエクセルファイルを報告書別添として納品した。

- 依頼文及び記入要領(都道府県用).docx
- 記入要領(市町村(権限委譲市町村を含む)用).docx
- 記入要領(保健所設置市・特別区用).docx
- 【都道府県用】調査票.xlsm
- 【市町村(権限委譲市町村を含む)用】調査票.xlsm
- 【保健所設置市用】調査票.xlsm
- 【特別区用】調査票.xlsm

(2) 調査フロー

浄化槽の指導普及に関する調査は下図に示す手順にて実施した。

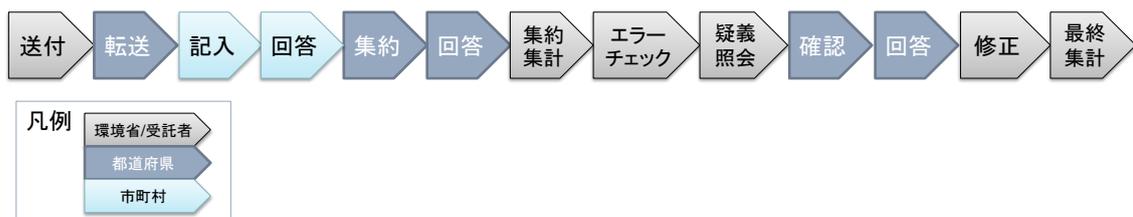


図 1-3 指導普及調査フロー

(3) 実施時期

本調査は、令和3年6月から同年8月末までを調査票回答・回収期間、その後4か月を精査期間、令和4年2月第3週に公表とする計画期間とした。実施時期の実績は以下のとおりであり、公表は令和4年3月となった。

- 発出 : 令和3年6月4日(金)
回答期日 : 令和3年8月31日(火)
全件回収 : 令和3年10月13日(水)
調査結果公表: 令和4年3月4日(金)

(4) 調査対象

全都道府県及び市区町村を対象として実施した。

(5) 調査項目

今年度の調査項目を下表に示す。

表 1-4 指導普及調査の調査項目一覧(令和3年度)

No.	設問	
1	浄化槽行政組織	
2	浄化槽行政担当職員数	
3	浄化槽新設基数	
4	浄化槽設置基数	
	(1)	設置基数(旧構造基準適用)
	(1)	設置基数(新構造基準適用)
	(2)	設置基数(建築用途別)
5	浄化槽廃止基数	
6	行政処分等の件数及び根拠	
7	浄化槽関係業者数	
8	浄化槽法第7条検査関係	
	(1)	浄化槽法第7条検査結果
	(1)	検査対象基数算出
	(2)	不適正基数
9	浄化槽法第11条検査関係	
	(1)	浄化槽法第11条検査結果
	(1)	検査対象基数算出
	(2)	不適正基数
10	浄化槽法第7条及び第11条検査におけるBOD検査結果	
11	指定検査機関関係	
12	浄化槽設置整備事業の実施状況	
13	浄化槽設置整備事業に対する都道府県の補助の状況	
14	公共浄化槽等整備推進事業の実施状況	
15	公共浄化槽等整備推進事業に対する都道府県の補助の状況	
16	国庫助成による浄化槽整備実績	
17	浄化槽法に関する事務(権限)の移譲の状況	
18	既設単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去に関する補助の状況	
	(1)	都道府県による補助制度の概要
	(2)	市町村による補助制度の概要
	(3)	単独処理浄化槽の処分方法(参考)

No.	設問	
19	維持管理費用に対する補助を行っている市町村の状況	
20	国庫助成事業により設置した浄化槽の法定検査実施状況の把握について	
	(1)	把握状況
	(2)	検査結果(7条検査)
	(3)	検査結果(11条検査)
21	浄化槽台帳の整備及び活用の状況	
	(1)	浄化槽台帳の整備状況
	(2)	台帳データに係る整備状況
	(3)	台帳の活用状況
22	浄化槽管理者講習会の実施状況	
	(1)	都道府県の実施状況
	(2)	市町村の実施状況
23	地方公共団体が所有する浄化槽の状況	
	(1)	合併/単独別
	(2)	単独人槽別
24	災害時等における協定締結状況	
25	法定協議会の整備状況	
26	浄化槽処理促進区域の指定状況	
27	浄化槽制度について地方公共団体が認識している課題等	
	(1)	都道府県
	(2)	市町村
28	前年度と比較して特記すべき変動、又は数値が大幅に変動した理由	
29	本調査票について	

なお、浄化槽の指導普及に関する調査は、隔年で実施される調査項目があることから、過年度の調査項目との比較を行った結果を下表に示す。

表 1-5 過年度との調査項目の比較

No.	設問	H30	H31	R2	R3
1	浄化槽行政組織	●	●	●	●
2	浄化槽行政担当職員数	●	●	●	●
3	浄化槽新設基数	●	●	●	●
4	浄化槽設置基数	●	●	●	●
	(1) 設置基数(旧構造基準適用)	●	●	●	●
	(1) 設置基数(新構造基準適用)	●	●	●	●
	(2) 設置基数(建築用途別)	●	●	●	●
5	浄化槽廃止基数	●	●	●	●
6	行政処分等の件数及び根拠	●	●	●	●
7	浄化槽関係業者数	●	●	●	●
8	浄化槽法第7条検査関係	●	●	●	●
	(1) 浄化槽法第7条検査結果	●	●	●	●
	(1) 検査対象基数算出	●	●	●	●
	(2) 不適正基数	●	●	●	●
9	浄化槽法第11条検査関係	●	●	●	●
	(1) 浄化槽法第11条検査結果	●	●	●	●
	(1) 検査対象基数算出	●	●	●	●
	(2) 不適正基数	●	●	●	●
10	浄化槽法第7条及び第11条検査におけるBOD検査結果	●	●	●	●
11	指定検査機関関係	●	●	●	●
12	浄化槽設置整備事業の実施状況	●	●	●	●
13	浄化槽設置整備事業に対する都道府県の補助の状況	●	●	●	●
14	公共浄化槽等整備推進事業の実施状況	●	●	●	●
15	公共浄化槽等整備推進事業に対する都道府県の補助の状況	●	●	●	●
16	市町村単独の浄化槽整備事業の実施状況				
17	市町村単独の浄化槽整備事業に対する都道府県の補助の状況				
18	国庫助成による浄化槽整備実績	●	●	●	●
19	浄化槽設置整備事業実施の区域の別				
20	浄化槽法に関する事務(権限)の移譲の状況	●			●
	(1) 浄化槽法に関する事務の権限移譲の実施状況(法令)	●			●
	(2) 浄化槽法に関する事務の権限移譲の実施状況(市町村)	●			
	(3) 権限移譲が一部しか進まない又は行っていない理由(課題)	●			
21	既存単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去に関する補助の状況	●	●	●	●
	(1) 都道府県	●	●	●	●
	(2) 市町村	●	●	●	●
	(3) 単独処理浄化槽の処分方法	●	●	●	●
22	維持管理費用に対する補助を行っている市町村の状況		●		●
23	国庫助成事業により実施した浄化槽の法定検査実施状況の把握について	●	●	●	●
	(1) 把握状況	●	●	●	●
	(2) 検査結果	●	●	●	●
	(3) 検査結果	●	●	●	●
24	浄化槽台帳の整備状況	●	●	●	
	(1) 都道府県	●	●	●	
	(2) 市町村	●	●	●	
24	浄化槽台帳の整備及び活用の状況				●
	(1) 浄化槽台帳の整備状況				●
	(2) 台帳データに係る整備状況				●
	(3) 台帳の活用状況				●
25	維持管理組織の整備状況	●			
	(1) 維持管理組織を有する市町村	●			
	(2) 維持管理組織の概要(参考事例)	●			
26	一括契約の実施状況	●		●	

No.	設問	H30	H31	R2	R3
	(1) 一括契約の推進に積極的に取り組んでいる自治体	●		●	
	(2) 一括契約の概要(参考事例)	●		●	
27	浄化槽管理者講習会の実施状況		●		●
	(1) 都道府県の実施状況				●
	(2) 市町村の実施状況				●
28	放流水域に対する規制について	●		●	
	① 公共用水域に放流する場合	●		●	
	② 農業用水路に放流する場合	●		●	
	③ 道路側溝に放流する場合	●		●	
	④ その他	●		●	
29	浄化槽の休止に関する取り扱いの状況	●		●	
	(1) 浄化槽の休止に関する取り扱いを定めている自治体	●		●	
	(2) 浄化槽の休止に関する取り扱い状況(市町村)	●		●	
30	地方公共団体が所有する浄化槽の状況	●	●	●	●
	(1) 合併/単独別	●	●	●	●
	(2) 単独人槽別	●	●	●	●
31	NPO等との連携の状況		●	●	
	(1) 取組		●	●	
	(2) 取組の具体的事例		●	●	
32	災害時等における協定締結状況		●		●
33	法定協議会の整備状況			●	●
34	浄化槽処理促進区域の指定状況			●	●
35	浄化槽管理士に対する研修機会の確保			●	
36	浄化槽制度について地方公共団体が認識している課題等	●	●	●	●
	(1) 都道府県	●	●	●	●
	(2) 市町村	●	●	●	●
37	前年度と比較して特記すべき変動、又は数値が大幅に変動した理由	●	●	●	●
38	本調査票について	●	●	●	●

注) 赤文字は令和3年度調査における新設又はリニューアルを行った設問。青文字は設問タイトルが変更となった設問。

1.3.2 集計結果

公表用エクセルファイルの他、PDF形式での集計表、調査結果公表時の添付用公表資料を作成・納品した。

集計表、公表資料に含まない集計結果を以下に示す。

(1) 浄化槽行政について地方公共団体が認識している課題等

地方公共団体が認識している課題(法的整備の課題・要望等)を下表に示す。

表 1-6 地方公共団体が認識している課題(法的整備の課題・要望等)

テーマ	都道府県名	詳細
浄化槽管理士に対する研修	宮城県	浄化槽管理士に対する研修については、浄化槽法第 48 条第 2 項により、浄化槽保守点検業登録の要件等に必要事項として定められているが、罰則等に関する条項がないため、当県の条例では研修を受講していない浄化槽管理士の登録の取消しや登録拒否等の条項が設けられなかった。法律で定められたもの以上の不利益を条例に盛り込むことが難しいためだったが、現状では受講していない浄化槽管理士でも登録を認めざるを得ない。そうなると研修会の重要性が失われ、受講しなくても特に問題のないものとして捉えられるのではないかと危惧している。
	栃木県	浄化槽法改正に伴い、浄化槽保守点検登録条例に浄化槽管理士に対する研修の受講機会の付与を保守点検業者に義務付けたが、県内の研修体制の整備に苦慮している。十分な研修機会を確保し、浄化槽保守点検業者に研修受講を定着させるには、長期的な取組が必要と考える。WEB 受講の導入等、多様な研修方法を検討し、十分な研修機会を確保する必要があると考える。
法定検査受検率向上施策	千葉県	7 条受検に関して、建築サイドの動きが鈍く、受検率向上の体制づくりに苦慮している。建築基準法で設置関係書類に検査依頼書の添付を義務付けるなど、法制度面での建築部局への働きかけをお願いしたい。
	静岡県	建築基準法において浄化槽の 7 条検査の受検の確認が規定されておらず、建築確認申請における浄化槽の設置について行政から 7 条検査受検の指導が困難。対策として、浄化槽管理者が建築確認申請書を「指定確認検査機関」等に提出するときに「7 条検査依頼書(写)」の添付を義務付ける等の制度が必要。
既存単独処理浄化槽に対する対応	愛知県	既存の単独処理浄化槽使用者の合併処理浄化槽への転換が努力義務であるため転換が進まない。
	滋賀県	単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進するため、単独浄化槽の使用を禁止し、転換を義務付ける法整備が必要。
廃止時の清掃について	岡山県	浄化槽の廃止の届出は、使用の休止の届出と異なり、清掃が要件とされていない。このことから、清掃が行われずに廃止の届出が提出された場合であっても、届出は受理せざるを得ず、清掃が行われていない状態のまま浄化槽が残置されるおそれがある。
保守点検・清掃の回数	千葉県	使用頻度の低い浄化槽は年 1 回の清掃が現実的でないため、清掃頻度を減らす等の柔軟性が必要と思われる。
	徳島県	浄化槽法における浄化槽の清掃回数の定めについて、使用状況や、法定検査等の結果に応じた弾力的な運用ができない。
登録保守点検業者に対する罰則	福岡県	本県では福岡県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例を定めている。 近年、一部の登録保守点検業者が顧客獲得のために浄化槽管理者に対し「浄化槽は数年清掃しなくても大丈夫、その分経費軽減できる」等の唆しを行っており、適正な維持管理の妨げになっているが、唆しに関する罰則はないことから登録保守点検業者に対し直接的に禁止する手段がない。 今後の準則改正に併せ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条の 3 第一号にあるような唆し規定を盛り込んでいただきたい。 【事業の停止】

テーマ	都道府県名	詳細
		<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の3</p> <p>市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p> <p>一 この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反する行為(以下「違反行為」という。)をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。</p>
その他	群馬県	<p>浄化槽工事業の登録業者名簿の閲覧については、「浄化槽工事業に係る登録等に関する省令」により定められている謄本の閲覧請求書(都道府県知事提出用)に「証紙はり付け欄には謄本交付又は閲覧のそれぞれ定められた手数料相当の証紙をはり付けること」との記載があることから、有料による閲覧とされている。</p> <p>一方で、建設業許可に係る資料(建設業許可申請書、決算変更届)や解体工事業登録簿については、各都道府県において無料で閲覧に供している。制度上関連のあるこれら制度で閲覧の有償・無償の扱いが異なっており、県民への説明に苦慮している。</p>

注)表中のグレーの網掛けは令和2年度調査においても同じ回答を行っていた都道府県の回答を示す。

表 1-7 浄化槽制度について地方公共団体が認識している課題等

都道府県名	法制度面(法律・条例等)での課題等について	その他の課題等について
青森県	<p>浄化槽事務に係る法律は、浄化槽法、建築基準法、下水道法など複数あり、各法律を所管する部署が異なるため、連携をとることが難しい。</p>	<p>・浄化槽法第 11 条に基づく定期検査について、浄化槽管理者の理解が得られないことが多く、受検率向上に係る対応に苦慮している。</p> <p>・浄化槽台帳において、古い住所データから更新されていない場合、どこに設置されたものかわからなくなっているデータが残っている。</p>
宮城県	<p>浄化槽管理士に対する研修については、浄化槽法第 48 条第 2 項により、浄化槽保守点検業登録の要件等に必要事項として定められているが、罰則等に関する条項がないため、当県の条例では研修を受講していない浄化槽管理士の登録の取消しや登録拒否等の条項が設けられなかった。法律で定められたもの以上の不利益を条例に盛り込むことが難しいためだったが、現状では受講していない浄化槽管理士でも登録を認めざるを得ない。そうなると研修会の重要性が失われ、受講しなくても特に問題のないものとして捉えられるのではないかと危惧している。</p>	
秋田県		<p>秋田県内では浄化槽整備予定区域内に高齢者世帯が多く、浄化槽設置に伴う個人の経費負担の大きさから水洗化に踏み切れない世帯が多い。汲み取り槽から合併浄化槽への転換に対する補助制度の拡充がなければ高齢者世帯への合併浄化槽の設置は難しいと考えているが、地方自治体の財政には余裕がない状況である。</p> <p>また、浄化槽整備予定区域内は主に山間部であり、また高齢者世帯が多いため、市町村設置型の浄化槽を設置しても、早期に離村して浄化槽を使用しない(使用料収入が入らない)ことにより採算が取れなくなるおそれがあり、各市町村とも浄化槽市町村整備推進事業(公共浄化槽等整備推進事業)の実施には慎重になっているのが実情である。</p> <p>さらに、山間部では潤沢な水源の確保ができず水洗化の難しい地域もある。このような地域では個人設置型・市町村設置型ともに、現行の補助制度のみでの浄化槽の整備は進めづらいと考えている。</p>

都道府県名	法制度面(法律・条例等)での課題等について	その他の課題等について
山形県	法定検査未受検者に対する改善指導について、未受検者が固定化してきており、文書や立入による受検率向上に伸び悩みが出ている。また、全国的な格差もあり、未受検者が正当化(受けていない人が半数以上いる等)するような状態を早急に改善する必要がある。	
福島県		<ul style="list-style-type: none"> ・単独処理浄化槽等からの転換促進 ・法定検査受検率の向上
茨城県	浄化槽の多くが家庭に設置されているため、住民にとって、より身近な市町村が浄化槽法に関する適切な維持管理のための助言・指導等の事務を扱うことが望ましいと考える。そのため、都道府県から市町村へ浄化槽に関する事務権限が移譲されるようお願いしたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽設置補助金は税金を原資とするものであり、その受益者は、その対象施設を適切に管理し、施設を運用する義務がある。補助金を受けながら、受けるべき法定検査を受検しないのは不適正である。 ・浄化槽台帳が不完全なため、浄化槽管理者等の把握が困難。 ・浄化槽から下水道に切り替えた場合、浄化槽使用廃止届出書を提出することになるが、過去に切り替えたものの中には、廃止届出がなされず、浄化槽台帳に残ったままのものがある。法定検査未受検者への指導文書送付においても、下水道に切り替えた旨の連絡が多く見受けられる。この対策として、市町村において、下水道所管課と浄化槽所管課の連携により、浄化槽台帳の精査をお願いしたい。
栃木県	浄化槽法改正に伴い、浄化槽保守点検登録条例に浄化槽管理士に対する研修の受講機会の付与を保守点検業者に義務付けたが、県内の研修体制の整備に苦慮している。十分な研修機会を確保し、浄化槽保守点検業者に研修受講を定着させるには、長期的な取組が必要と考える。WEB 受講の導入等、多様な研修方法を検討し、十分な研修機会を確保する必要があると考える。	浄化槽台帳の権限を移譲している各市町において、県内を統一して台帳整備システムの導入を進めているが、システム環境や保有情報が異なることから、台帳の精度に差が生じることが懸念されている。システム会社の協力も得ながら操作説明や意見交換の場を設けることで、各市町でシステムの精度に差が生じない対策を検討する必要があると考える。
群馬県	浄化槽工事業の登録業者名簿の閲覧については、「浄化槽工事業に係る登録等に関する省令」により定められている謄本の閲覧請求書(都道府県知事提出用)に「証紙はり付け欄には謄本交付又は閲覧のそれぞれ定められた手数料相当の証紙をはり付けること」との記載があることから、有料による閲覧とされている。一方で、建設業許可に係る資料(建設業許可申請書、決算変更届)や解体工事業登録簿については、各	公共浄化槽の推進にあたり、実施している市町村は、職員の減少による事務の軽量化が求められる中、浄化槽処理促進区域の設定や、公共浄化槽の設置計画など要件が加わり、事務量が多くなっている。また、設置した合併浄化槽の老朽化が進んでおり、将来に向けた維持管理費の増大を懸念している。

都道府県名	法制度面(法律・条例等)での課題等について	その他の課題等について
	都道府県において無料で閲覧に供している。制度上関連のあるこれら制度で閲覧の有償・無償の扱いが異なっており、県民への説明に苦慮している。	
埼玉県	使用開始届や廃止届、変更届の未提出が多い。	既存の浄化槽台帳データの更新が不十分で設置基数、管理状況が正確に把握できていない。
千葉県	<p>・7 条受検に関して、建築サイドの動きが鈍く、受検率向上の体制づくりに苦慮している。建築基準法で設置関係書類に検査依頼書の添付を義務付けるなど、法制度面での建築部局への働きかけをお願いしたい。</p> <p>・使用頻度の低い浄化槽は年 1 回の清掃が現実的でないため、清掃頻度を減らす等の柔軟性が必要と思われる。</p>	浄化槽管理士の資格確認が免状の保有でしか判断できないため、確認のため免状の原本を持参してもらわざるを得ない。管理士のデータバンクのようなものを作り、自治体が照会できるようにしていただきたい(例:厚労省の医師等資格確認検索)
東京都		浄化槽の維持管理不足による臭気等の苦情案件は、下水道区域である市街地で多く発生しているが、当該地域においては、単独転換や清掃に係る補助金の対象外となっている。このため、生活困難家庭等においては浄化槽の維持管理がままならない事例が多くみられ、維持管理指導やペナルティを科すことでは限界がある。
神奈川県		<p>・既に使用されていない浄化槽の廃止届が未届であることが多く、それを整理することも困難なことから、実際の基数と台帳上の基数が合致していない。この基数の乖離により法定検査の受検率を正確に反映できないことが課題と考えている。</p> <p>・保守点検は実施しているも、法定検査を実施していないなど、維持管理上の義務について浄化槽管理者から理解が得られないことが多い。</p> <p>・単独処理浄化槽からの転換について、法的拘束力が弱く(努力義務)、経済的負担等の理由により進捗が遅いと考えられる。</p>
新潟県		<p>・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の促進</p> <p>・法定 11 条検査の受検率の向上</p> <p>・維持管理(保守点検、清掃)の徹底</p> <p>・市町村設置型による浄化槽整備の促進</p> <p>・浄化槽台帳を充実させる際のシステム構築及び維持管理の費用</p>

都道府県名	法制度面(法律・条例等)での課題等について	その他の課題等について
富山県		<ul style="list-style-type: none"> ・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換(あるいは下水道接続)について、住民等への負担が大きいため、なかなか進んでいない。 ・法定検査の受検率が伸び悩んでいる。 ・空き家等に存在する無管理浄化槽の把握が十分ではない。
山梨県		法定検査の受検率が低い
長野県	<p>清掃について、汚泥引き抜き以外に重要な役割があることは理解しているが、人槽に対し使用量が著しく少ない等で、汚泥がほぼ溜まらない状態の浄化槽に対し、清掃年1回を必須とする必要性について、使用者から問われ続けており、説明に窮している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理に関する一括管理(一括契約)を推進していきたいと考えているが、市町村や業者の理解を得るのに窮している。 ・法定検査の受検について、受検拒否者(支払い拒否者)に対し、受検するよう説得することができず、逃げ得の状態になっている。
静岡県	<p>建築基準法において浄化槽の7条検査の受検の確認が規定されておらず、建築確認申請における浄化槽の設置について行政から7条検査受検の指導が困難。対策として、浄化槽管理者が建築確認申請書を「指定確認検査機関」等に提出するときに「7条検査依頼書(写)」の添付を義務付ける等の制度が必要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総設置基数が多く、浄化槽台帳に反映すべき事項の収集方法が難しい。 ・法定検査の受検率が全国平均と比較して低いことから未受検者への指導が課題となっている。 ・単独処理浄化槽が全浄化槽の約60%を占めていることから、合併処理浄化槽への速やかな転換が課題となっている。 ・単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換の動機付けが薄い。(既にトイレが水洗化しているため) ・転換する場合の利用者の費用負担が大きい。 ・新型コロナの関係や社会情勢の変化などから、人を集めての講習会が困難になっているため、必要な維持管理を行政が説明する機会を確保することが難しくなっている。
愛知県	<p>既存の単独処理浄化槽使用者の合併処理浄化槽への転換が努力義務であるため転換が進まない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽管理者の義務が十分に周知されていない状況があるので、適正な維持管理や届出について、国においても広く周知をお願いしたい。 ・国庫補助により設置された浄化槽について、法定検査の受検状況の把握に努めるよう、交付要綱等により市町村へ義務付けるようにしていただきたい。
滋賀県	<p>単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進するため、単独浄化槽の使用を禁止し、転換を義務付ける法整備が必要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・合併浄化槽の更新が補助金の対象外となったが、公共用水質保全のためには老朽化した合併浄化槽の更新が必要なため、従来通りの補助金が必要。

都道府県名	法制度面(法律・条例等)での課題等について	その他の課題等について
		<p>・浄化槽を適正に管理するために浄化槽の維持管理費や修繕費に対する補助金制度の創設が必要。</p> <p>以上、2 点は全国的な課題と考えるため、国で創設に向けた検討をしていただきたい。</p>
兵庫県	<p>・法定検査受検率の向上</p> <p>・浄化槽法所管課への、下水道担当部局からの下水道接続者のデータ提供の明文化(下水道接続者の情報を確実に得られないことが、台帳と実態の乖離の大きな要因と考えられる)</p>	<p>浄化槽の設置にあたり、補助金の申請は市町、設置届は県と提出窓口が異なることにより、浄化槽の設置基数の把握や管理が困難である。各市町において一元的に浄化槽を管理すれば、浄化槽の手続や台帳の管理も容易になると考えられる。</p>
奈良県	<p>罰則の適用例がないため、浄化槽の適切な指導ができない。</p>	<p>書類の未届けの状態での浄化槽設置がなされること、廃止届の未提出等を把握することが困難である。</p>
和歌山県	<p>・汚水処理人口普及率の向上</p> <p>・法定検査の受検率の向上</p>	<p>浄化槽管理者への法定検査及び単独転換の必要性の更なる啓発が必要</p>
鳥取県		<p>・適正な浄化槽の管理に向けて、県・市町村・関係機関で情報共有できる台帳の整備や、保守点検・清掃・法定検査実施率向上につながる具体的な方策を検討していくこと。</p> <p>・管理者が不在となった浄化槽の取り扱い(管理者死亡による管理責任の確認、不動産業者の管理となった浄化槽の取り扱い)。</p>
岡山県	<p>浄化槽の廃止の届出は、使用の休止の届出と異なり、清掃が要件とされていない。このことから、清掃が行われずに廃止の届出が提出された場合であっても、届出は受理せざるを得ず、清掃が行われていない状態のまま浄化槽が残置されるおそれがある。</p>	
広島県	<p>少人数世帯など、年間を通じて明らかに通常より、浄化槽の負荷が少ないと認められる場合の清掃及び保守点検の回数に係る考え方を、お示しいただきたい。</p>	
山口県	<p>浄化槽法第 11 条第 1 項で規定する定期検査を、度重なる指導にもかかわらず受検しない浄化槽管理者が存在する。</p>	
徳島県	<p>・浄化槽法における浄化槽の清掃回数の定めについて、使用状況や、法定検査等の結果に応じた弾力的な運用ができない。</p> <p>・台帳の整備、運用にあたり、個人情報の取扱い、業者との共有の程度が計りかねる。</p>	<p>・単独処理浄化槽が多数残存していること。</p> <p>・法定検査未受検者への対応</p>

都道府県名	法制度面(法律・条例等)での課題等について	その他の課題等について
香川県	<p>単独処理浄化槽の法定検査受検率が低い状況において、公平性を保ちつつ特定既存単独処理浄化槽の認定を行うためにはどうすべきか。(法定検査を受検していない単独処理浄化槽に対して、浄化槽法附則第 11 条を適用するにあたり、積極的なアプローチが非常に難しい)</p>	
福岡県	<p>本県では福岡県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例を定めている。</p> <p>近年、一部の登録保守点検業者が顧客獲得のために浄化槽管理者に対し「浄化槽は数年清掃しなくても大丈夫、その分経費軽減できる」等の唆しを行っており、適正な維持管理の妨げになっているが、唆しに関する罰則はないことから登録保守点検業者に対し直接的に禁止する手段がない。</p> <p>今後、準則改正を行う際には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条の 3 第 1 号にあるような唆し規定を盛り込んでいただきたい。</p> <p>【事業の停止】</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条の 3</p> <p>市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p> <p>一 この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反する行為(以下「違反行為」という。)をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。</p>	<p>浄化槽は、下水道と異なり購入・設置費用が必要なことに加え、その利用にあたって保守点検・清掃・法定検査の 3 種の料金が発生し、年間の実支払額は同規模の住宅の下水道利用料金と比べて高額となっていることから、下水道供用区域の住民との費用負担格差を解消するような政策・制度が必要。</p>
佐賀県	<p>公共浄化槽(浄化槽法第 12 条の 5)に係る設置計画の変更は、浄化槽変更届(浄化槽法第 5 条第 1 項)と比べて、該当項目数が多い。</p> <p>速やかな浄化槽設置を行う上で手続が煩雑となる。</p>	<p>生活環境の保全及び公衆衛生の向上は、浄化槽を設置するだけでなく適切な維持管理を行う必要がある。しかし、浄化槽管理者の義務を怠り、清掃、保守点検の未実施、法定検査の未受検の指摘に対する助言指導が毎年行われている。</p> <p>また、浄化槽管理者の義務は一律的なものであり、実使用に応じた弾力的対応が認められていない。</p>

都道府県名	法制度面(法律・条例等)での課題等について	その他の課題等について
		さらに、浄化槽の維持管理には少なからず費用がかかるため、高齢世帯などは経済的な負担が大きい。

(2) 公共浄化槽等整備推進事業(市町村設置型)の実施が困難な場合の理由

市町村設置型の実施が困難な理由について、財政や人員といった選択肢を設けて市町村に対し質問し、回答を得た。市町村設置型の実施が困難な理由に係る市町村の回答を下表に示す。

表 1-8 市町村設置型の実施が困難な理由(市町村回答)

都道府県名	1.財政的理由		2.体制的理由 (人員不足等)		3.住民の理解が得にくい (経済的理由、説明・周知・啓蒙が困難等)		4.PFI等の民間活用の導入が困難		5.その他	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
北海道	106	59%	83	46%	39	22%	19	11%	25	14%
青森県	29	73%	20	50%	5	13%	5	13%	5	13%
岩手県	18	55%	16	48%	4	12%	3	9%	2	6%
宮城県	14	40%	14	40%	2	6%	2	6%	5	14%
秋田県	19	76%	14	56%	6	24%	2	8%	4	16%
山形県	21	60%	16	46%	11	31%	7	20%	4	11%
福島県	40	68%	41	69%	21	36%	6	10%	4	7%
茨城県	32	73%	29	66%	16	36%	4	9%	8	18%
栃木県	22	88%	19	76%	9	36%	6	24%	1	4%
群馬県	17	49%	14	40%	10	29%	3	9%	5	14%
埼玉県	44	70%	44	70%	28	44%	10	16%	9	14%
千葉県	38	70%	35	65%	13	24%	6	11%	13	24%
東京都	10	16%	7	11%	3	5%	1	2%	24	39%
神奈川県	17	52%	15	45%	8	24%	2	6%	13	39%
新潟県	18	60%	15	50%	9	30%	4	13%	9	30%
富山県	10	67%	8	53%	4	27%	2	13%	3	20%
石川県	5	26%	5	26%	3	16%	1	5%	8	42%
福井県	13	76%	8	47%	1	6%	0	0%	2	12%
山梨県	21	78%	20	74%	8	30%	4	15%	3	11%
長野県	44	57%	40	52%	24	31%	6	8%	17	22%
岐阜県	26	62%	20	48%	9	21%	6	14%	11	26%
静岡県	29	83%	23	66%	18	51%	4	11%	5	14%
愛知県	39	72%	38	70%	17	31%	7	13%	13	24%
三重県	13	45%	13	45%	10	34%	5	17%	7	24%
滋賀県	10	53%	9	47%	2	11%	0	0%	5	26%

都道府県名	1.財政的理由		2.体制的理由 (人員不足等)		3.住民の理解が得にくい (経済的理由、説明・周知・啓蒙が困難等)		4.PFI等の民間活用の導入が困難		5.その他	
	件数	(%)	件数	(%)	件数	(%)	件数	(%)	件数	(%)
京都府	15	58%	13	50%	9	35%	5	19%	9	35%
大阪府	12	28%	12	28%	3	7%	2	5%	20	47%
兵庫県	24	59%	23	56%	15	37%	3	7%	14	34%
奈良県	26	67%	26	67%	17	44%	11	28%	9	23%
和歌山県	24	80%	20	67%	9	30%	1	3%	7	23%
鳥取県	10	53%	11	58%	4	21%	2	11%	4	21%
島根県	10	53%	6	32%	5	26%	2	11%	2	11%
岡山県	17	63%	15	56%	6	22%	2	7%	6	22%
広島県	13	57%	17	74%	5	22%	1	4%	5	22%
山口県	18	95%	14	74%	5	26%	6	32%	0	0%
徳島県	20	83%	22	92%	14	58%	8	33%	1	4%
香川県	15	88%	15	88%	7	41%	6	35%	1	6%
愛媛県	13	65%	9	45%	6	30%	2	10%	2	10%
高知県	28	82%	23	68%	9	26%	7	21%	1	3%
福岡県	38	63%	33	55%	13	22%	5	8%	17	28%
佐賀県	10	50%	6	30%	3	15%	1	5%	3	15%
長崎県	18	86%	15	71%	6	29%	5	24%	2	10%
熊本県	27	60%	23	51%	13	29%	3	7%	6	13%
大分県	12	67%	11	61%	6	33%	1	6%	3	17%
宮崎県	19	73%	18	69%	9	35%	4	15%	0	0%
鹿児島県	18	42%	19	44%	12	28%	4	9%	6	14%
沖縄県	31	76%	27	66%	10	24%	5	12%	7	17%
合計	1,073	62%	944	54%	466	27%	201	12%	330	19%

■ (%)は、当該都道府県について都道府県ごとの回答市町村数/全市町村数にて算出し、合計については全国での回答市町村数/全市町村数にて算出した。

「理由」欄においては 370 件の記述が確認され、うち「1.財政的理由」～「4.PFI等の民間活用の導入が困難」に○がない回答は 257 件あった。このうち「下水道(農排水)が普及済/推進中/計画中」との回答が 60%(153 件)を占めた。他に、「個人設置型推進中」との回答が 16 件、「個別排水処理施設整備事業(北海道の地方単独事業)実施中」との回答が 11 件、「基数要件に満たない」との回答が 10 件あった。

市町村設置型の実施が困難な理由に係る特徴的な回答を下表に示す。

表 1-9 市町村設置型の実施が困難な理由に係る特徴的な回答

分類	自治体	回答
費用課題	山形県上山市	H16～19年度に整備した浄化槽の修繕費が増えてきていること、及び使用者の相続人が身近におらず休止等が増える傾向にあり、使用収入が減る傾向にある。
	茨城県那珂市	設置後の維持管理費の負担が大きい(法定検査費用、維持管理業務委託費修繕等)。 当市が水質保全条例区域外のため、通常型に対する県の補助がないため。
	東京都八丈町	市町村設置整備の対象外の部分に費用がかかる。(処理水放流先の浸透枳の設置や、放流先が地下浸透のため高度処理浄化槽を設置しないとならないため。)
住民の高齢化	群馬県甘楽町	単独浄化槽又は汲み取り便槽を使用している世帯の高齢化が進み、転換が進まない。
	新潟県佐渡市	浄化槽区域は、特に独居老人や高齢者のみの世帯が多く、環境意識が希薄な上に家を継ぐ者がいないため、家をリフォームしてまで合併処理浄化槽に接続する意欲がない。
地理的問題	北海道鶴居村	合併処理浄化槽の設置対象となる地区の立地状況が集落形成がなく分散していることから、個別設置の実施が有効であるため
	岩手県雫石町	下水道処理区域外の地域は、住宅が点在し人口密度も低い。また、今後さらなる人口減少が見込まれ、集合処理による費用対効果が見込まれない。
	千葉県御宿町	設置場所の選定、配管施設が困難
	福岡県八女市	浄化槽区域が広域なため管理していくのが困難
	沖縄県南大東村	個人型より市町村型を推進したいが地理的条件が難しい
維持管理	茨城県那珂市	24時間管理しなければならない(件数が多くなると、複数の不具合等に対応できなくなる)
	茨城県桜川市	相続や土地売買等で使用者が変更後、維持管理に関して理解や協力が得られない等の課題が生じているため
	埼玉県上尾市	公共浄化槽により、水質向上にはつながるが、今後空き家などが増えていくことにより、市町村での維持管理が難しくなっていく。単独処理浄化槽などの建物は高齢者が住んでいることが多く、後継者がいない場合は、市町村の負担が増えるなどのデメリットが多くある。
	愛知県豊田市	公共浄化槽を導入する場合、永続的な維持管理が必要となるとともに、公営企業での維持管理実施の検討も必要となり、行政及び公営企業運営への懸念材料となるため。
	熊本県阿蘇市	空き家になったときの管理が難しいため
費用徴収への懸念	千葉県成田市	維持管理費用の算定及び徴収方法について困難が予想される。(設備によっては高額な維持管理費が発生するが、その費用を請求できるかどうか)

分類	自治体	回答
		か。また未納者対策が必要となる。)
人材	青森県大間町	多くの業務が発生し、当町の下水道担当職員数では困難
	埼玉県桶川市	担当職員のノウハウ不足等
	山梨県都留市	専門的な知識、技術等を有した人材の不足
	長野県木島平村	管理ができない。技術者・専門家がいらない
	三重県亀山市	個人設置型に比べて、市の財政的な負担が増える他、維持管理では事務量が多く現在の人員では不足すると考えられる
	島根県益田市	市町村設置の場合、発注者が市となるため工事の設計積算監督を担うこととなり、人的対応並びに人件費が嵩む。また、料金の徴収方法を水道メーターの検針に基づき行う場合には、料金徴収に係る事務が発生したり、滞納者については滞納処理業務等が発生したりと業務が増大する。
	沖縄県南大東村	当地域に専門業者がない
ステークホルダー	兵庫県宍粟市	市町村合併当時の各町の区域差が大きいため。合併当時、各町の集合処理区域・個別処理区域の設定に大きな差があり、管理体制もそれぞれ異なっていた。相当な基数があるので、これを市町村設置型に統一するには時間がかかり、困難である。 ①地域管理組合で集合管理 / ②協議会を設置し集団管理 ③個人設置で市が管理 / ④個人管理
	島根県益田市	浄化槽の維持管理を行える業者は、浄化槽の保守点検については県知事の登録が必要であり、浄化槽の清掃等は市町村の許可、汚泥の搬出にあたっては市町村から一般廃棄物収集運搬業者の許可が必要となるが、特殊な業種であり他事業者の参入が非常に困難である。
公平感に対する配慮	北海道仁木町	H26 年度から個人設置型の事業を実施しており、市町村設置型に変更することは財政状況や住民理解(公平性)の面から非常に難しいと考える。
	茨城県北茨城市	市内全域に個人設置の浄化槽が点在しており、市町村整備の対象とした方と近隣浄化槽設置者との不公平感が生じる可能性があるため。
	千葉県成田市	既設の個人設置型の合併浄化槽との関係における問題(個人型、市町村型が併存した場合に公平性を保てるかどうか。)
	福岡県八女市	既に個人設置型で設置した人との公平性を欠くため
	福岡県嘉麻市	本市では従前より個人設置型にて普及啓発を推進しており、中途での市町村設置型への転換は料金体制、管理面等、市民サービスを行う上で不利益事項を伴うことが予想されるため。
人口減少	奈良県天川村	28 年度より市町村設置型の終了を検討している。その理由として浄化槽普及率 70%以下は申請件数 10 件をクリアしなければならないため。高齢化等により今後 10 件を満たすことができないため、市町村設置型を継続したくてもできない状況である。

分類	自治体	回答
	長崎県東彼杵町	人口減少により合併処理浄化槽施設を維持していく運営費を確保することができないため。

注)表中のグレーの網掛けは令和2年度調査においても同じ回答を行っていた市町村の回答を示す。

その他の回答内容には、導入予定であるとの回答や、市町村設置型事業を廃止した理由についての回答もみられた。

- 導入予定:群馬県南牧村(令和4年度実施予定)
- 市町村設置型の事業を廃止
 - 過去に実施していたが、工事費や維持管理の費用が市の財政に負担になる。(茨城県小美玉市)

1.4 調査の進捗管理

公表時期を遵守するよう業務の進捗について管理を行った。また、環境省担当官や調査対象者等と適宜調整を行い、都道府県から期日通りの回答が得られない等、進捗等に支障をきたした場合は速やかに環境省担当官へ報告を行った。

1.5 過年度調査結果との比較分析

本業務では、過年度調査結果との比較分析並びに集計表内における内訳と合計値の整合及び表間での値の整合といった整合性チェックを行った。

1.5.1 過年度比較チェックの基準

過年度比較チェックも、自動化ツールと視認の2手段で実施した。設問ごとのチェック基準(基準値)及び確認方法を、以降の表で示す。また、各設問の基準値一覧も掲載した。

表 1-10 過年度比較チェック基準

No.	調査項目	確認方法	基準(基準値)
1.	浄化槽行政組織	視認	各項目の内容変更 行政組織数の増減(1以上)
2.	浄化槽行政担当職員数	視認	5人以上の増減
3.	浄化槽新設基数	自動	100基以上(10%以上)の増減
4.	浄化槽設置基数		
	(1)処理方式別浄化槽全設置基数 (旧構造基準のもの)	自動	増加:1基以上 減少:表 1-11 記載
	(2)人槽区分別浄化槽全設置基数 (旧構造基準のもの)	自動	増加:1基以上 減少:表 1-12 記載
	(3)処理方式別浄化槽全設置基数	自動	単独処理浄化槽の増加:1基以上

No.	調査項目	確認方法	基準(基準値)
	(新構造基準のもの)		上記以外の増減:表 1-13、表 1-14、表 1-15 記載
	(4)人槽区分別浄化槽全設置基数 (新構造基準のもの)	自動	表 1-16 記載
	(5)処理方式別浄化槽全設置基数	自動	表 1-17 記載
	(6)人槽区分別浄化槽全設置基数	自動	表 1-18 記載
	(7)建築用途別浄化槽全設置基数	自動	表 1-19 記載
5.	浄化槽廃止基数	自動	100 基以上(10%以上)の増減
6.	行政処分等の件数及び根拠		
	(1)行政処分等の件数	自動	表 1-20、表 1-21、表 1-22 記載
	(2)行政処分等を行った根拠	自動	表 1-23、表 1-24 記載
7.	浄化槽関係業者数	自動 視認	表 1-25、表 1-26 記載 ・技術管理者の設置義務対象浄化槽数及び設置浄化槽数については、前年度数値入力あったが今年度 0 の場合疑義の対象
8.	浄化槽法第 7 条検査関係		
	(1)浄化槽法第 7 条検査結果	自動	・検査対象件数:10%以上減少 ・実施数:10%以上減少 ・受検率:前年度との比率差が 5pt 以上減少 ・検査結果: 「適正」「やや適正」の増加:10pt 以上 「適正」「やや適正」の減少:5pt 以上 「不適正」:5pt 以上の増減
	(2)不適正の内容と件数(7 条検査)	自動	500 以上の増減
9.	浄化槽法第 11 条検査関係		
	(1)浄化槽法第 11 条検査結果	自動	8(1)の基準値と同じ
	(2)不適正の内容と件数(11 条検査)	自動	500 以上の増減
10.	浄化槽法第 7 条及び第 11 条検査における BOD 検査結果	自動	・BOD30mg/L 以下や 60 mg/L 以下の検査結果が 500 以上増加 ・BOD20 mg/L 以下の検査結果が 500 以上減少
11.	指定検査機関関係		
	(1)指定検査機関の検査体制	視認	10 人以上の増減
	(3)BOD 検査導入状況一覧	視認	内容変更
	(4)効率化検査導入状況一覧	視認	内容変更
12.	浄化槽設置整備事業の実施状況	自動	市町村名の追加削除
13.	浄化槽設置整備事業に対する都道府県の補助の状況	視認	補助有無の差異、内容変更

No.	調査項目	確認方法	基準(基準値)
14.	公共浄化槽等整備推進事業の実施状況	自動	市町村名の追加削除
15.	公共浄化槽等整備推進事業に対する都道府県の補助の状況	視認	補助有無の差異、内容変更
16.	国庫助成による浄化槽整備実績	自動	表 1-27 記載
17.	浄化槽法に関する事務(権限)の移譲の状況	視認	「移譲の有無」の相違、該当する移譲項目の相違
18.	既設単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去に関する補助の状況		
	(1)都道府県	視認	補助有無の相違、その他項目の内容変更
	(2)市町村	視認	市町村名の追加削除
19.	維持管理費用に対する補助を行っている市町村の状況		
	(1)補助制度がある市町村	視認	補助を実施している市町村名の相違、補助の対象浄化槽の相違
	(2)市町村による補助の概要	視認	補助の対象浄化槽の相違
20.	国庫助成事業により設置した浄化槽の法定検査実施状況の把握について	自動	当年度調査における把握状況と、対照年度(H29年度)の事業実施状況の不一致
21.	浄化槽台帳の整備及び活用の状況		
	(1)浄化槽台帳の整備状況	視認	台帳で管理している項目の相違、台帳の管理媒体の相違 ※保健所設置市、特別区については今年度からの新規設問
	(2)台帳データに係る整備状況	視認	台帳データの精査状況の相違 ※保健所設置市、特別区については今年度からの新規設問
	(3)台帳の活用状況	-	※今年度からの新規設問
22.	浄化槽管理者講習会の実施状況		
	(1)都道府県の実施状況	視認	実施/未実施の相違、実施内容の相違
	(2)市町村の実施状況	-	※今年度からの新規設問
23.	地方公共団体が所有する浄化槽の状況		
	(1)地方公共団体が所有する浄化槽の基数	自動	単独処理浄化槽の増加:1基以上 上記以外:表 1-28 記載
	(2)地方公共団体が所有する単独処理浄化槽の用途	自動	1基以上の増加
	(3)地方公共団体が所有する単独処理浄化槽の人槽区分	自動	1基以上の増加
24.	災害時等における協定締結状況	視認	協定締結の有無の相違、その他内容(締結相手、締結期間、協定概要)の相違

No.	調査項目	確認方法	基準(基準値)
25.	法定協議会の整備状況	視認	法定協議会の有無の相違
26.	浄化槽処理促進区域の指定状況	視認	指定済み市町村数の減少

注)調査項目は集計表の目次に従う。また、確認方法に記載した「自動」は自動化ツールを指す。

表 1-11 4(1)の基準値(処理方式別浄化槽全設置基数(旧構造基準))

処理方式	単独処理浄化槽				合併処理浄化槽				合計
	腐敗型	ばっ気型	その他	小計	散水ろ床	活性汚泥	その他	小計	
基準値	1,000	2,500	1,000	4,000	50	100	200	300	3,500

表 1-12 4(2)の基準値(人槽区分別浄化槽全設置基数(旧構造基準))

人槽区分	5~20	21 ~ 100	101~ 200	201~ 300	301~ 500	501~ 1,000	1,001~ 2,000	2,001~ 3,000	3,001~ 4,000	4,001~ 5,000	5,001~ 10,000	10,001 ~	合計
基準値	3,000	500	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	3,500

表 1-13 4(3)の基準値 1(処理方式別浄化槽全設置基数(新構造基準))

処理方式	単独処理浄化槽				
	分離接触ばっ気	分離ばっ気	散水ろ床	その他	小計
基準値	4,000	1,500	50	1,000	5,000

表 1-14 4(3)の基準値 2(処理方式別浄化槽全設置基数(新構造基準))

処理方式	構造例示型													
	分離接 触ばっ気	嫌気ろ床 接触ばっ 気	脱窒ろ 床接触 ばっ気	回転板 接触	接触 ばっ気	散水 ろ床	長時間 ばっ気	標準 活性 汚泥	接触 ばっ気 ・砂ろ過	凝集 分離	接触 ばっ気 ・活性炭	凝集 分離 ・活性炭	硝化液 循環	三次処 理脱窒 ・脱燐
基準値	500	1,000	50	50	400	50	50	50	50	50	50	50	50	50

表 1-15 4(3)の基準値 3(処理方式別浄化槽全設置基数(新構造基準))

処理方式	合併処理浄化槽						新構造基準浄化槽 合計
	計	大臣認定型			その他 ※推定値	小計	
		うち窒素又は燐除去型高度処理	うち窒素及び燐除去型高度処理	うち BOD 除去型高度処理			
基準値	6,000	5,500	100	100	500	5,000	5,500

表 1-16 4(4)の基準値(人槽区分別浄化槽全設置基数(新構造基準))

人槽区分	5~20	21~50	51~ 100	101~ 200	201~ 300	301~ 500	501~ 1,000	1,001~ 2,000	2,001~ 3,000	3,001~ 4,000	4,001~ 5,000	5,001~ 10,000	10,001 ~	合計
都道府県	5,000	1,000	200	100	50	50	50	50	50	50	50	50	50	5,500

表 1-17 4(5)の基準値(処理方式別浄化槽全設置基数)

	単独処理浄化槽 小計	合併処理浄化槽 小計	合計
基準値	8,000	5,000	6,500

表 1-18 4(6)の基準値(人槽区分別浄化槽全設置基数)

人槽区分	5~20	21~100	101~200	201~ 300	301~ 500	501~ 1,000	1,001~ 2,000	2,001~ 3,000	3,001~ 4,000	4,001~ 5,000	5,001~ 10,000	10,001~
基準値	6,000	1,000	100	50	50	50	50	50	50	50	50	50

表 1-19 4(7)の基準値(建築用途別浄化槽設置基数)

建築用途	集会場施設 関係	住宅施設関係		宿泊施設 関係	医療施設 関係	店舗関係	娯楽施設 関係	駐車場関係	学校施設 関係	事務所関係	作業場関係	その他
		大家又は 設置者管理	入居者管理									
基準値	200	4000	1000	50	50	200	50	50	50	200	200	1500

表 1-20 6(1)1)の基準値(行政処分の件数 浄化槽法第5条、第12条関係)

基準値	法第5条 第2項	浄化槽法第12条第1項										浄化槽法第12条第2項						
		助言・指導					勧告					改善命令					使用停止命令	
	改善勧告																	
	設置者	管理者	保守点 検業者	管理士	清掃業 者	技術管 理者	管理者	保守点 検業者	管理士	清掃 業者	技術 管理者	管理者	保守点 検業者	管理士	清掃 業者	技術 管理者	管理者	
都道府県	50	1,000	100	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
保健所設置市等	50	500	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50

表 1-21 6(1)2)の基準値(行政処分の件数 浄化槽法第7条の2、第12条の2関係)

基準値	管理者					
	浄化槽法第7条の2			浄化槽法第12条の2		
	指導・助言	勧告	改善命令	指導・助言	勧告	改善命令
都道府県	500	50	50	5,500	50	50
保健所設置市等	50	50	50	1,000	50	50

表 1-22 6(1)3)の基準値(行政処分の件数 浄化槽法第53条又は条例関係)

基準値	浄化槽法第53条又は条例関係									
	報告の徴収					立入検査				
	管理者	保守点検 業者	管理士	清掃 業者	指定 検査機関	管理者	保守点検 業者	管理士	清掃 業者	指定 検査機関
都道府県	200	100	50	50	50	1000	100	50	50	50
保健所設置市等	50	50	50	50	50	100	50	50	50	50

表 1-23 6(2)の基準値 1(行政処分を行った根拠)

基準値	浄化槽法第 12 条第 1 項						浄化槽法第 12 条第 2 項					
	指定検査機関から報告された検査結果		水質汚濁防止法その他の法令による立入検査等		その他		指定検査機関から報告された検査結果		水質汚濁防止法その他の法令による立入検査等		その他	
	①助言・指導	②勧告	①助言・指導	②勧告	①助言・指導	②勧告	③改善命令等	④使用停止命令	③改善命令等	④使用停止命令	③改善命令等	④使用停止命令
都道府県	500	50	50	50	400	50	50	50	50	50	50	50
保健所設置市等	500	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50

表 1-24 6(2)の基準値 2(行政処分を行った根拠)

基準値	浄化槽法第 53 条又は条例関係					
	指定検査機関から報告された検査結果		水質汚濁防止法その他の法令による立入検査等		その他	
	⑤報告の徴収	⑥立入検査	⑤報告の徴収	⑥立入検査	⑤報告の徴収	⑥立入検査
都道府県	200	100	50	200	200	500
保健所設置市等	50	50	50	50	50	200

表 1-25 7の基準値 1(浄化槽関係業者数)

基準値	保守点検業				浄化槽清掃業			浄化槽汚泥収集運搬業	
	総登録件数	内訳			浄化槽法第 35 条許可業者	うち廃掃法第 7 条に基づく許可業者	うち廃掃法第 6 条の 2 に基づく委託業者	廃掃法第 7 条に基づく許可業者	廃掃法第 6 条の 2 に基づく委託業者
		保守点検 専業	清掃業 と兼業	その他の業 と兼業					
都道府県	50	50	50	50	50	50	50	50	50
保健所設置市等	50	50	50	50	50	50	50	50	50

表 1-26 7の基準値2(浄化槽関係業者数)

基準値	浄化槽工事業					技術管理者		浄化槽管理士
	総数	内訳				設置義務対象 浄化槽基数	設置浄化槽 基数	管理士 登録人数
		うち浄化槽法に基 づく工事業者	うち 土木工事業者	うち 建築工事業者	うち 管工事業者			
都道府県	100	50	100	50	100	100	100	
保健所設置市等	-	-	-	-	-	50	50	

表 1-27 16の基準値(国庫助成による浄化槽整備実績)

基準値	国庫助成による新設基数						
	400	市町村設置型			500	個人設置型	
		50	うち単独転換			100	うち単独転換
			50	うち撤去費助成あり			50
							100

表 1-28 23の基準値(地方公共団体が所有する浄化槽の状況)

基準値	全浄化槽(基)		合併処理浄化槽(基)		単独処理浄化槽(基)	
	1,000	うち防災拠点	1,000	うち防災拠点	200	うち防災拠点
		100		50		50

1.5.2 整合性チェックの基準

整合性チェックは、自動化ツールと視認(及び調査票上で計算)の2手段で実施した。

自動化ツールによるチェック基準は、過年度と同じ調査項目については内容を精査し、一部更新した。新規設問に関しては新規に基準を追加した。

以下に視認によるチェック基準と、自動化ツールのチェック基準(今年度更新・追加分)を順に記す。

表 1-29 整合性チェック基準(視認)

No.	設問	エラー基準
6	行政処分等の件数及び根拠	・特定既存単独処理浄化槽の基数と行政処分等の件数に記載がない
7	浄化槽関係業者数	項目:技術管理者 都道府県調査票の「設置義務対象浄化槽数」と保健所設置市調査票の「設置義務対象浄化槽数」合計が、4(2)記載の501人槽以上浄化槽基数と不一致
11	指定検査機関関係	①「別紙記載」などの文言があるが、別紙や記載がない ②③単位が回答欄に記入されている 【同一都道府県内に指定検査機関が複数ある場合】 ・調査票①～⑤に空欄がある
12	浄化槽設置整備事業の実施状況	「市町村名」欄の市町村数と「市町村数」欄の数値が不一致
14	浄化槽市町村整備推進事業の実施状況	「市町村名」欄の市町村数と「市町村数」欄の数値が不一致
19	維持管理費用に対する補助を行っている市町村の状況	・細規定の有無が「有り」だが、補助対象費用の欄に回答がない ・細規定の有無が「無し」だが、補助対象費用の欄に回答がある
20	国庫助成事業により設置した浄化槽の法定検査実施状況の把握について	
(1)	浄化槽(国庫助成実施)法定検査実施状況の把握について	「市町村名」欄の市町村数と「市町村数」欄の数値が不一致
(2)	浄化槽(国庫助成設置)の7条検査実施の把握状況	「受検状況の把握」の回答と設置基数、把握基数、受検基数の回答の不整合
(3)	浄化槽(国庫助成設置)の11条検査実施の把握状況	「受検状況の把握」の回答と設置基数、把握基数、受検基数の回答の不整合
21	浄化槽台帳の整備及び活用の状況	
(1)	浄化槽台帳の整備状況	・「更新予定の有無」が「無し」で「更新予定時期の目安」に回答がある ・「台帳の管理媒体」にて「専用の管理システム」「GIS等電子地図情報を活用したシステム」を選択していて、「台帳の運用形態」「台帳システムの改修」に回答がない ・「台帳の管理媒体」にて「専用の管理システム」「GIS等電子地図

No.	設問		エラー基準
			情報を活用したシステム」を選択しておらず、「台帳の運用形態」「台帳システムの改修」に回答がある
	(2)	台帳データに係る整備状況	<ul style="list-style-type: none"> ・21(1)の「台帳で管理している項目」にて「保守点検」「清掃」を選択していて、「台帳データの収集方法」の該当欄に回答がない ・21(1)の「台帳で管理している項目」にて「保守点検」「清掃」を選択しておらず、「台帳データの収集方法」の該当欄に回答がある ・「台帳データの収集方法」にて「その他」を選択していて、「備考」に記載がない
22	浄化槽管理者講習会の実施状況		
	(1)	都道府県の実施状況	「講習会の対象者」に浄化槽管理者(浄化槽を設置した者)の記載がない
	(2)	市町村の実施状況	
23	地方公共団体が所有する浄化槽の状況		
	(1)	地方公共団体が所有する浄化槽の基数(地方公共団体別)	「単独処理浄化槽」基数(及び「うち防災拠点に設置」基数)が、(2)と不一致 ※地方公共団体別にチェック
24	災害時等における協定締結状況		<ul style="list-style-type: none"> ・「締結期間」に締結開始日の記載がない ・「協定概要」が災害時対応目的か不明

注)過年度には実施しておらず、本業務において新たにチェック基準として設けた内容は表中にグレーの網掛けをして示した。

表 1-30 自動化ツールの整合性チェック基準(全調査票共通)

シート	エラー判定欄	エラー基準
3	浄化槽新設基数	入力した数値に小数又はエラー値が存在する
4(1)①	令和2年度末現在の全設置基数(旧構造基準適用のもの)	入力した数値に小数又はエラー値が存在する
4(1)②	令和2年度末現在の全設置基数(新構造基準適用のもの)	入力した数値に小数又はエラー値が存在する
4(2)	建築用途別浄化槽設置基数	入力した数値に小数又はエラー値が存在する
5	浄化槽廃止基数	入力した数値に小数又はエラー値が存在する
24	「締結相手」「締結期間」「協定概要」	「協定締結の有無」が「無し」の場合、エラー判定欄は記入不可
26	「浄化槽処理促進区域内の整備事業」	「浄化槽処理促進区域の指定状況」が「指定済み」の場合、エラー判定欄は空欄不可
		「浄化槽処理促進区域の指定状況」が「指定済み」ではない場合、エラー判定欄は記入不可

表 1-31 自動化ツールの整合性チェック基準(都道府県、保健所設置市、特別区調査票)

シート	エラー判定欄	エラー基準
6 ※都道府県調査票のみ	「3. 特定既存単独処理浄化槽の措置に係る情報」-「(2)市町村への行政処分の移譲の有無」	「市町村への行政処分の移譲の有無」が未選択
21(1)	浄化槽台帳の整備状況	回答が複数行存在
	浄化槽台帳の有無	「浄化槽台帳の有無」が未選択
	「台帳の管理媒体」-「管理媒体の変更を検討中」-「検討内容の詳細」	「管理媒体の変更を検討中」を選択しているが、「検討内容の詳細」に記載がない
	「備考」	「台帳の運用形態」が「その他」だが、備考欄に記載がない
	「法改正に基づく浄化槽台帳の更新」-「更新予定時期の目安」	「更新予定の有無」が「有り」だが「更新予定時期の目安」に回答がない
21(2)	台帳データに係る整備状況	回答が複数行存在
	台帳データの精査状況	「台帳データの精査状況」欄に空欄がある

シート	エラー判定欄	エラー基準
	「台帳データの精査状況」-「その他の精査手法による更新」-「その他の精査手法による更新方法の詳細」	「その他の精査手法による更新」が「有り」だが「その他の精査手法による更新方法の詳細」に回答がない
	「台帳データの収集方法」-「保守点検」	21(1)にて「台帳で管理している項目」の「保守点検」が選択されているが、「台帳データの収集方法」-「保守点検」の4項目に回答がない
	「台帳データの収集方法」-「清掃」	21(1)にて「台帳で管理している項目」の「清掃」が選択されているが、「台帳データの収集方法」-「清掃」の4項目に回答がない。
	「備考」	「台帳データの収集方法」で「その他」が選択されているが、備考欄に記載がない
21(3)	台帳の活用状況	回答が複数行存在
	「合併処理浄化槽の整備促進」「浄化槽の適切な維持管理」「その他」	「台帳の活用状況」のB列～G列に空欄
	「備考」	「その他」にて「○」又は「△」を選択していて、備考欄に記載がない

注)過年度には実施しておらず、本業務において新たにチェック基準として設けた内容は表中にグレーの網掛けをして示した。

1.6 次年度調査に向けた検討

1.6.1 浄化槽の指導普及に関する調査の現状の課題

浄化槽の指導普及に関する調査の実施に際しては、集計ミスの防止や回答者・確認者の負担削減などに毎年度取り組んできており、集計の自動化、記入要領の作成、セルフチェックマクロの導入などを行ってきた。しかし、依然として、地方公共団体の回答の負担や環境省及び業務委託先の回答確認の負担が大きいのが実態である。

それぞれの作業負担を軽減させる方策として、調査項目及び調査内容の見直しがある。継続的に調査を行うメリットと現在その情報を収集することの必要性とを勘案し、一部の項目を見直すことで、調査に要する関係主体の作業量を削減することができる。

また、調査票の回答方法の改善も、回答者の作業量削減の方策になる。具体的には、予め記載された回答に対して、更新がある場合のみ内容の修正を行う対応が考えられる。調査項目によっては、継続的に調査する必要性がありつつも回答内容の変更がわずかであるものもあり、そういった項目については、前回の集計結果を予め転記しておくことにより、作業負担の軽減が期待される。

さらに、予め記載された内容を回答者が必要に応じて修正するような対策を取る場合、環境省及び業務委託先は未修正の項目を確認する必要がなくなる点で、調査内容の確認の負担軽減が期待される。

以上より、次年度の浄化槽の指導普及に関する調査に向けて、既存の調査項目の見直し及び新たな調査方法の検討を行った。

1.6.2 調査項目の整理

平成 30 年度から令和 3 年度までの浄化槽の指導普及に関する調査の調査項目を以下に示す。過年度の指導普及調査では、38 の設問に関して調査が行われたことがあり、毎年度の調査項目や隔年又は数年に一度で調査行うものがある。

表 1-5 過年度との調査項目の比較（再掲）

No.	設問	H30	H31	R2	R3
1	浄化槽行政組織	●	●	●	●
2	浄化槽行政担当職員数	●	●	●	●
3	浄化槽新設基数	●	●	●	●
4	浄化槽設置基数	●	●	●	●
	(1) 設置基数(旧構造)	●	●	●	●
	(1) 設置基数(新構造)	●	●	●	●
	(2) 設置基数(建築用途別)	●	●	●	●
5	浄化槽廃止基数	●	●	●	●
6	行政処分等の件数及び根拠	●	●	●	●
7	浄化槽関係業者数	●	●	●	●

No.	設問	H30	H31	R2	R3
8	浄化槽法第7条検査関係	●	●	●	●
	(1) 浄化槽法第7条検査結果	●	●	●	●
	(1) 検査対象基数算出	●	●	●	●
	(2) 不適正基数	●	●	●	●
9	浄化槽法第11条検査関係	●	●	●	●
	(1) 浄化槽法第11条検査結果	●	●	●	●
	(1) 検査対象基数算出	●	●	●	●
	(2) 不適正基数	●	●	●	●
10	浄化槽法第7条及び第11条検査におけるBOD検査結果	●	●	●	●
11	指定検査機関関係	●	●	●	●
12	浄化槽設置整備事業の実施状況	●	●	●	●
13	浄化槽設置整備事業に対する都道府県の補助の状況	●	●	●	●
14	浄化槽市町村整備推進事業の実施状況	●	●	●	●
15	浄化槽市町村整備推進事業に対する都道府県の補助の状況	●	●	●	●
16	市町村単独の浄化槽整備事業の実施状況				
17	市町村単独の浄化槽整備事業に対する都道府県の補助の状況				
18	国庫助成による浄化槽整備実績	●	●	●	●
19	浄化槽設置整備事業実施の区域の別				
20	浄化槽法に関する事務(権限)の移譲の状況	●			●
	(1) 浄化槽法に関する事務の権限移譲の実施状況(法令)	●			●
	(2) 浄化槽法に関する事務の権限移譲の実施状況(市町村)	●			
	(3) 権限移譲が一部しか進まない又は行っていない理由(課題等)	●			
21	既存単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去に関する補助の状況	●	●	●	●
	(1) 都道府県	●	●	●	●
	(2) 市町村	●	●	●	●
	(3) 単独処理浄化槽の処分方法	●	●	●	●
22	維持管理費用に対する補助を行っている市町村の状況		●		●
23	国庫助成事業により実施した浄化槽の法定検査実施状況の把握について	●	●	●	●
	(1) 把握状況	●	●	●	●
	(2) 検査結果	●	●	●	●
	(3) 検査結果	●	●	●	●
24	浄化槽台帳の整備状況	●	●	●	
	(1) 都道府県	●	●	●	
	(2) 市町村	●	●	●	

No.	設問	H30	H31	R2	R3
	浄化槽台帳の整備及び活用の状況				●
	(1) 浄化槽台帳の整備状況				●
	(2) 台帳データに係る整備状況				●
	(3) 台帳の活用状況				●
25	維持管理組織の整備状況	●			
	(1) 維持管理組織を有する市町村	●			
	(2) 維持管理組織の概要(参考事例)	●			
26	一括契約の実施状況	●		●	
	(1) 一括契約の推進に積極的に取り組んでいる自治体	●		●	
	(2) 一括契約の概要(参考事例)	●		●	
27	浄化槽管理者講習会の実施状況		●		●
	(1) 都道府県の実施状況				●
	(2) 市町村の実施状況				●
28	放流水域に対する規制について	●		●	
	① 公共用水域に放流する場合	●		●	
	② 農業用水路に放流する場合	●		●	
	③ 道路側溝に放流する場合	●		●	
	④ その他	●		●	
29	浄化槽の休止に関する取り扱いの状況	●		●	
	(1) 浄化槽の休止に関する取り扱いを定めている自治体	●		●	
	(2) 浄化槽の休止に関する取り扱い状況(市町村)	●		●	
30	地方公共団体が所有する浄化槽の状況	●	●	●	●
	(1) 合併/単独別	●	●	●	●
	(2) 単独人槽別	●	●	●	●
31	NPO 等との連携の状況		●		
	(1) 取組		●		
	(2) 取組の具体的事例		●		
32	災害時等における協定締結状況		●		●
33	法定協議会の整備状況			●	●
34	浄化槽処理促進区域の指定状況			●	●
35	浄化槽管理士に対する研修機会の確保			●	
36	浄化槽制度について地方公共団体が認識している課題等	●	●	●	●
	(1) 都道府県	●	●	●	●
	(2) 市町村	●	●	●	●

No.	設問	H30	H31	R2	R3
37	前年度と比較して特記すべき変動、又は数値が大幅に変動した理由	●	●	●	●
38	本調査票について	●	●	●	●

環境省との協議により、浄化槽の指導普及に関する調査の調査項目の見直しを行った。令和4年度の調査項目案、文言又は小項目の加除、並びに今後の調査から削除等の対応を下表に示す。調査項目の見直しにより、4つの設問については、今後の調査を行わないこととした。また、現在の実態に合わせて、国庫助成による浄化槽整備実績に関する調査と既存単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去及び宅内配管工事に関する補助の状況に関する調査については、単独転換による設置で国庫助成制度に関する項目を「躯体の撤去費」と「宅内配管工事」に細分して調査することとした。

令和4年度は、29の設問について調査を行い、そのうち4つの設問については、項目の加除を行うこととした。

表 1-32 令和4年度の調査項目案及び調査票の更新方法

No.	設問	R4	文言修正	項目加除	備考
1	浄化槽行政組織	●	✓		
2	浄化槽行政担当職員数	●	✓		
3	浄化槽新設基数	●	✓		
4	浄化槽設置基数	●	✓		
	(1) 設置基数(構造別)				
	(2) 設置基数(建築用途別)				
5	浄化槽廃止基数	●	✓		
6	行政処分等の件数及び根拠+特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する対応状況	●	✓		
7	浄化槽関係業者数	●	✓		
8	浄化槽法第7条検査関係	●	✓		
	(1) 浄化槽法第7条検査結果				
	(1) 検査対象基数算出				
	(2) 不適正基数				
9	浄化槽法第11条検査関係	●	✓		
	(1) 浄化槽法第11条検査結果				
	(1) 検査対象基数算出				
	(2) 不適正基数				
10	浄化槽法第7条及び第11条検査におけるBOD検査結果	●	✓		
11	指定検査機関関係	●	✓		
12	浄化槽設置整備事業の実施状況	●	✓		
13	浄化槽設置整備事業に対する都道府県の補助の状況	●	✓		
14	浄化槽市町村整備推進事業の実施状況	●	✓		
15	浄化槽市町村整備推進事業に対する都道府県の補助の状況	●	✓		
16	市町村単独の浄化槽整備事業の実施状況				
17	市町村単独の浄化槽整備事業に対する都道府県の補助の状況				
18	国庫助成による浄化槽整備実績	●		✓	単独転換による設置で国庫助成制度に関する項目を「躯体の撤去費」と「宅内配管工事」に分類
19	浄化槽設置整備事業実施の区域の別				

No.	設問	R4	文言修正	項目加除	備考
20	浄化槽法に関する事務(権限)の移譲の状況				
	(1) 浄化槽法に関する事務の権限移譲の実施状況(法令)				
	(2) 浄化槽法に関する事務の権限移譲の実施状況(市町村)				
	(3) 権限移譲が一部しか進まない又は行っていない理由(課題)				
21	既存単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去及び宅内配管工事に関する補助の状況	●		✓	宅内配管工事に関する補助を追加 R4は(1)と(2)のみ実施 (雨水貯留槽への転換に対する補助の事例が見られる場合、(3)の調査を再開)
	(1) 都道府県				
	(2) 市町村				
	(3) 単独処理浄化槽の処分方法				
22	維持管理費用に対する補助を行っている市町村の状況	●	✓		
23	国庫助成事業により実施した浄化槽の法定検査実施状況の把握について				国庫助成事業により実施した浄化槽の法定検査実施状況を把握することは当然と思われるため、削除
	(1) 把握状況				
	(2) 検査結果				
	(3) 検査結果				
24	浄化槽台帳の整備状況	●	✓		前回調査結果から変更があれば、赤字修正で回答
	(1) 台帳の管理媒体に係る整備状況				
	(2) 台帳データに係る整備状況				
	(3) 台帳の活用状況				
25	維持管理組織の整備状況				令和2年度以降、No.33に統合
	(1) 維持管理組織を有する市町村				
	(2) 維持管理組織の概要				
26	一括契約の実施状況	●	✓		前回調査結果から変更があれば、赤字修正で回答
	(1) 一括契約の推進に積極的に取り組んでいる自治体				
	(2) 一括契約の概要(参考事例)				
27	浄化槽管理者講習会の実施状況				調査項目から削除
28	放流水域に対する規制について	●	✓		前回調査結果から変更があれば、赤字修正で回答
	① 公共用水域に放流する場合				
	② 農業用水路に放流する場合				
	③ 道路側溝に放流する場合				
	④ その他				
29	浄化槽の休止に関する取り扱いの状況	●		✓	調査項目は、休止件数のみに変更
	(1) 浄化槽の休止に関する取り扱いを定めている自治体				
	(2) 浄化槽の休止に関する取り扱い状況(市町村)				
30	地方公共団体が所有する浄化槽の状況	●	✓		
	(1) 合併/単独別				
	(2) 単独人槽別				
31	NPO等との連携の状況				
	(1) 取組				
	(2) 取組の具体的事例				
32	災害時等における協定締結状況	●	✓		前回調査結果から変更があれば、赤字修正で回答
33	法定協議会の整備状況	●	✓		
34	浄化槽処理促進区域の指定状況	●	✓		

No.	設問	R4	文言修正	項目加除	備考
35	浄化槽管理士に対する研修機会の確保	●	✓		
36	浄化槽制度について地方公共団体が認識している課題等				
	(1) 都道府県				
	(2) 市町村				
37	前年度と比較して特記すべき変動、又は数値が大幅に変動した理由	●	✓		
38	本調査票について	●	✓		
計		29	25	4	

注釈)●は令和4年度に調査対象とする項目、✓は文言修正や項目花序などの対応があることを示す。

1.6.3 調査手法改善案の検討

都道府県及び市区町村が、予め記載された回答の修正がある場合のみ更新を行うことを想定した調査手法(以下、「改善案」という。)を、従来の調査手法と比較する形により整理した。

(1) 調査項目別に採用する調査手法

令和4年度の各調査項目案で採用する調査フローの案を以下に示す。29の設問のうち、12の設問については、過年度調査結果を転記しておくことにより、都道府県及び市区町村の回答の負担が軽減されると考えられる。その他の17の設問は、ほとんどの都道府県及び市区町村が、過年度とは異なる数値等を回答するため、令和3年度までに実施している回答・集約・集計・疑義照会の手法を継続することが望ましい。

表 1-33 令和4年度の各調査項目案で採用する調査手法

No.	設問名	従来手法	改善案
1	浄化槽行政組織	●	
2	浄化槽行政担当職員数	●	
3	浄化槽新設基数	●	
4	浄化槽設置基数	●	
5	浄化槽廃止基数	●	
6	行政処分等の件数及び根拠+特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する対応状況	●	
7	浄化槽関係業者数	●	
8	浄化槽法第7条検査関係	●	
9	浄化槽法第11条検査関係	●	
10	浄化槽法第7条及び第11条検査におけるBOD検査結果	●	
11	指定検査機関関係	●	
12	浄化槽設置整備事業の実施状況	●	
13	浄化槽設置整備事業に対する都道府県の補助の状況		●
14	浄化槽市町村整備推進事業の実施状況	●	
15	浄化槽市町村整備推進事業に対する都道府県の補助の状況		●
16	国庫助成による浄化槽整備実績	●	
17	既存単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去及び宅内配管工事に関する補助の状況		●
18	維持管理費用に対する補助を行っている市町村の状況		●
19	浄化槽台帳の整備状況		●
20	一括契約の実施状況		●
21	放流水域に対する規制について		●
22	浄化槽の休止に関する取り扱いの状況		●

No.	設問名	従来手法	改善案
23	地方公共団体が所有する浄化槽の状況	●	
24	災害時等における協定締結状況		●
25	法定協議会の整備状況		●
26	浄化槽処理促進区域の指定状況		●
27	浄化槽管理士に対する研修機会の確保		●
28	前年度と比較して特記すべき変動、又は数値が大幅に変動した理由	●	
29	本調査票について	●	
		計 17	12

(2) 調査全体のフロー

調査全体のフローを以下に示す。令和3年度までに実施している回答・集約・集計・疑義照会の手法と改善案の調査全体のフローに大きな変更はない。ただし、従来の調査手法では、未記入(空白)の調査票を送付していたのに対し、改善案では、都道府県別に過年度回答が記入された調査票を送付するため、環境省から都道府県に個別の調査票を送付する対応が必要になることや調査フロー中でやり取りされる調査票が異なることといった差異が生じる。

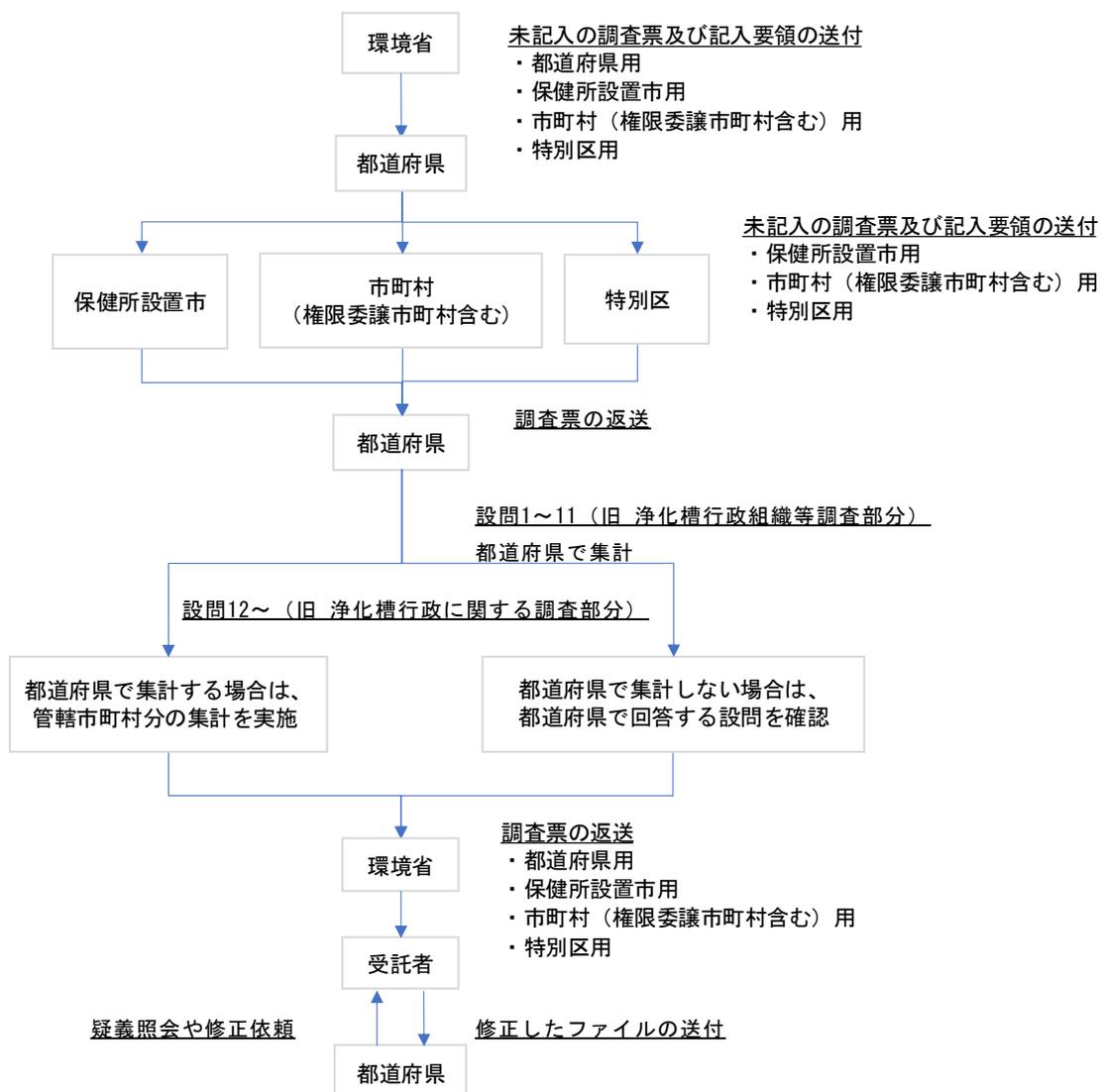


図 1-4 令和3年度に実施した調査手法のフロー

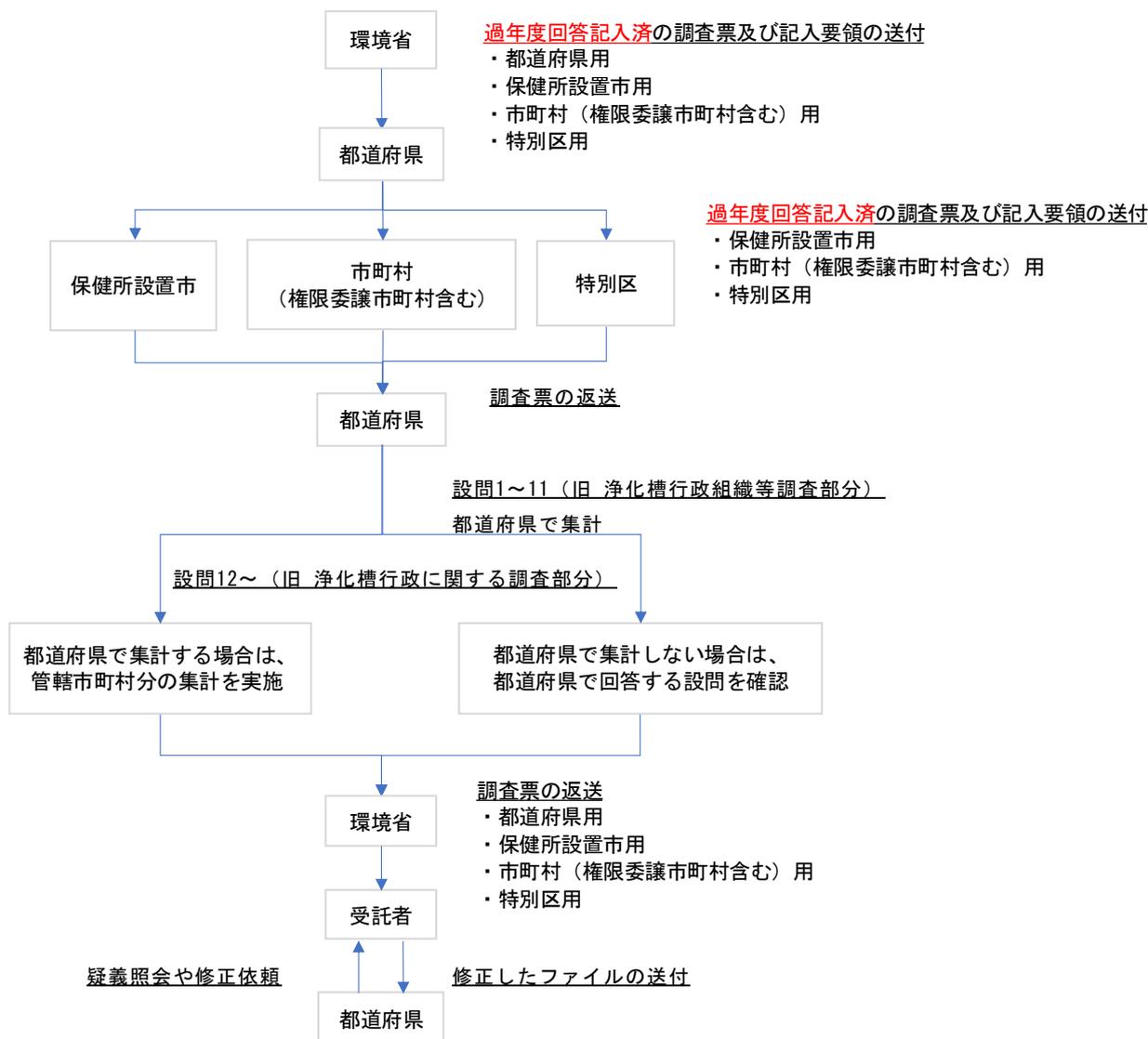


図 1-5 令和 4 年度以降の調査手法のフロー(案)

(3) 調査票の回答方法

従来手法と改善案の調査票の回答方法を以下に示す。従来手法では、都道府県及び市区町村に対して、前年度の回答内容に関わらず、回答を依頼していた。改善案では、修正フラグの列を追加し、修正、追加、削除のある場合にはフラグを立てて、内容の修正・更新を行う。過年度調査結果から変更のない都道府県及び市町村の回答の負担は削減される。なお、「修正、新規」などのフラグを選択した場合にのみ、変更内容の編集が可能となるような編集制限をかけておくことが望ましい。また、回答方法の変更がある旨については実施要綱にて分かりやすく解説を行うほか、過年度の調査において都道府県等から提示されている質問についても整理し FAQ として取りまとめることが望ましい。

【修正の例】

従来回答方法

<送付する調査票>

都道府県名	補助制度の名称	補助制度の名称	補助対象浄化槽	補助対象額	補助割合
A県					

<返送される調査票>

都道府県名	補助制度の名称	補助制度の名称	補助対象浄化槽	補助対象額	補助割合
A県	有り	A県浄化槽整備費補助金	「浄水設備等の基準」に適合する 生活圏社会対応型浄化槽	国の基準額と補助対象経費実支出額 との差を算定し、算定額に比較して少ない 方の額を算定。算定額の合計額と補 助対象額から算出される他の収入額を 控除した額と比較して少ない方の 額を補助基本額とする。	補助基本額の0.6分の1以内の額

変更後回答方法

<送付する調査票>

都道府県名	修正フラグ	補助制度の名称	補助制度の名称	補助対象浄化槽	補助対象額	補助割合
A県	有り		A県浄化槽整備費補助金	国の対象と同じ	国の基準額と補助対象経費実支出額 との差を算定し、算定額に比較して少ない 方の額を算定。算定額の合計額と補 助対象額から算出される他の収入額を 控除した額と比較して少ない方の 額を補助基本額とする。	補助基本額の0.6分の1以内の額

<返送される調査票>

都道府県名	修正フラグ	補助制度の名称	補助制度の名称	補助対象浄化槽	補助対象額	補助割合
A県	修正	有り	A県浄化槽整備費補助金	「浄水設備等の基準」に適合する 生活圏社会対応型浄化槽	国の基準額と補助対象経費実支出額 との差を算定し、算定額に比較して少ない 方の額を算定。算定額の合計額と補 助対象額から算出される他の収入額を 控除した額と比較して少ない方の 額を補助基本額とする。	補助基本額の0.6分の1以内の額

【追加の例】

従来回答方法

<送付する調査票>

市町村名	根拠条例等の名称	根拠条文
C町		

<返送される調査票>

市町村名	根拠条例等の名称	根拠条文
C町	C町浄化槽整備費補助	3 設置基準 ② 放流先及び設置場所等 ア 放流先の条件 (ア) 放流水は環境衛生上支障のない水路等へ放流するものとする。なお、放流先の管理者の同意が必要な場合は、あらかじめ協議すること。

変更後回答方法

<送付する調査票>

都道府県名	自治体名	修正フラグ	根拠条例等の名称	根拠条文
A県	D市		D市浄化槽水処理施設条例施行規則 第10条	浄化槽法施行規則第1条に掲げる事項
A県	B市		B市浄化槽水処理施設条例	第9条 放流水は一日につき50立方メートル以上の汚水を排出しようとする者は、あらかじめ、浄化槽の管理者に届け出なければならない。
A県				

<返送される調査票>

都道府県名	自治体名	修正フラグ	根拠条例等の名称	根拠条文
A県	D市		D市浄化槽水処理施設条例施行規則 第10条	浄化槽法施行規則第1条に掲げる事項
A県	B市		B市浄化槽水処理施設条例	第9条 放流水は一日につき50立方メートル以上の汚水を排出しようとする者は、あらかじめ、浄化槽の管理者に届け出なければならない。
A県	C町	追加	C町浄化槽整備費補助	3 設置基準 ② 放流先及び設置場所等 ア 放流先の条件 (ア) 放流水は環境衛生上支障のない水路等へ放流するものとする。なお、放流先の管理者の同意が必要な場合は、あらかじめ協議すること。

図 1-6 回答方法の改善案

(4) 都道府県での回答の取りまとめ方法

従来手法と改善案の都道府県での回答の取りまとめ方法を以下に示す。従来手法では、全市町村分の回答を県の調査票回答に転記していた。改善案では、修正フラグのある市区町村のみを、過年度調

査に転記する。

従来の取りまとめ方法

< B市調査票 >

市町村名	①公共用水域に放流する場合	
	根拠条例等の名称	根拠条文
B市	B市普通河川管理条例	第9条 普通河川に1日につき50立方メートル以上の汚水を排出しようとする者は、あらかじめ、普通河川管理者に届けなければならない。

< A県調査票 >

都道府県名	自治体名	①公共用水域に放流する場合	
		根拠条例等の名称	根拠条文
A県	B市	B市普通河川管理条例	第9条 普通河川に1日につき50立方メートル以上の汚水を排出しようとする者は、あらかじめ、普通河川管理者に届けなければならない。
A県	C町	C町浄化槽指導要綱	3 設置基準 ② 放流先及び設置場所等 ア 放流先の条件 (ア) 放流水は環境衛生上支障のない水路等へ放流するものとする。なお、放流先の管理者の同意が必要な場合は、あらかじめ協議すること。

全市町村分
コピー＆ペースト

< C町調査票 >

市町村名	①公共用水域に放流する場合	
	根拠条例等の名称	根拠条文
C町	C町浄化槽指導要綱	3 設置基準 ② 放流先及び設置場所等 ア 放流先の条件 (ア) 放流水は環境衛生上支障のない水路等へ放流するものとする。なお、放流先の管理者の同意が必要な場合は、あらかじめ協議すること。

変更後の取りまとめ方法

< B市調査票 >

都道府県名	自治体名	修正フラグ	①公共用水域に放流する場合	
			根拠条例等の名称	根拠条文
A県	D市		D市個別排水処理施設条例施行規則 第10条	浄化槽法施行規則第1条に掲げる事項
A県	B市	修正	B市浄化槽条例	第9条 普通河川に1日につき50立方メートル以上の汚水を排出しようとする者は、あらかじめ、普通河川管理者に届けなければならない。
A県				

< D市調査票 >

都道府県名	自治体名	修正フラグ	①公共用水域に放流する場合	
			根拠条例等の名称	根拠条文
A県	D市		D市個別排水処理施設条例施行規則 第10条	浄化槽法施行規則第1条に掲げる事項
A県	B市		B市普通河川管理条例	第9条 普通河川に1日につき50立方メートル以上の汚水を排出しようとする者は、あらかじめ、普通河川管理者に届けなければならない。
A県				

更新の必要なし

< A県調査票 >

都道府県名	自治体名	修正フラグ	①公共用水域に放流する場合	
			根拠条例等の名称	根拠条文
A県	D市		D市個別排水処理施設条例施行規則 第10条	浄化槽法施行規則第1条に掲げる事項
A県	B市	修正	B市浄化槽条例	第9条 普通河川に1日につき50立方メートル以上の汚水を排出しようとする者は、あらかじめ、普通河川管理者に届けなければならない。
A県	C町	追加	C町浄化槽指導要綱	3 設置基準 ② 放流先及び設置場所等 ア 放流先の条件 (ア) 放流水は環境衛生上支障のない水路等へ放流するものとする。なお、放流先の管理者の同意が必要な場合は、あらかじめ協議すること。

修正フラグが立っている市町村のみ
コピー＆ペースト

< C町調査票 >

都道府県名	自治体名	修正フラグ	①公共用水域に放流する場合	
			根拠条例等の名称	根拠条文
A県	D市		D市個別排水処理施設条例施行規則 第10条	浄化槽法施行規則第1条に掲げる事項
A県	B市		B市普通河川管理条例	第9条 普通河川に1日につき50立方メートル以上の汚水を排出しようとする者は、あらかじめ、普通河川管理者に届けなければならない。
A県	C町	追加	C町浄化槽指導要綱	3 設置基準 ② 放流先及び設置場所等 ア 放流先の条件 (ア) 放流水は環境衛生上支障のない水路等へ放流するものとする。なお、放流先の管理者の同意が必要な場合は、あらかじめ協議すること。

図 1-7 都道府県における取りまとめ方法の改善案

(5) 回答の集計方法

従来手法と改善案の集計方法を以下に示す。集計には、市区町村の回答を集計する都道府県集計と都道府県の回答を集計する全国集計の2つがある。いずれの集計も改善案の採用による作業フローやプロセス、作業負担の増減はない。

(6) エラーチェック方法及び疑義照会方法

エラーチェックについて、従来手法では、すべての回答に対してエラーチェックを行っていたのに対し、改善案では、修正フラグが立っている回答にのみエラーチェックを行う。改善案では、環境省及び業務委託先のエラーチェックに係る負担の軽減が期待できる。ただし、改善案の場合、修正フラグが立っているが未修正の回答及び市町村名表記ゆれ(例:「塚」及び「塚」)等に伴う市町村の二重表示などの確認は必要になる。

また、疑義照会について、従来手法では、文言等の一部が過年度調査結果と差異のある場合には受託者は都道府県に文言を含めて照会し、都道府県は該当市区町村に照会していた。改善案では、修正の有無の事実のみを追認することになるため、都道府県の作業負担の軽減できると考えられる。

1.6.4 調査票等の作成・エラーチェック

(1) 調査表・集計表フォーマット・公表資料の作成

調査表は、前項までに整理した方針に基づき、作成する。

集計表フォーマットは、過年度集計表をもとに作成することとし、調査方法を変更した設問は新たに集計フォーマットを作成する。また、集計値をもとに公表資料を作成するため、公表資料の作成支援ツールの設計、構築を行う。

作成支援ツールの機能には、公表資料内における数値の不整合が無いことや、過年度公表資料に比して値の大幅な乖離がないかを確認する機能があることが望ましい。乖離のある項目や疑義がある場合には都道府県に対し照会を行い、回答内容を必要に応じて修正した上で公表資料を作成する。

(2) 調査項目の変更、精査

令和 3 年度の浄化槽の指導普及に関する調査について、その円滑化に資する調査項目別改善策を下表に示す。なお、表中の斜字体は既に対策を講じた改善策である。

表 1-34 円滑化に資する調査項目別改善策

No.	項目		改善策
1	浄化槽行政組織		無記載の場合のエラー表示
2	浄化槽行政担当職員数		数値大小関係のセルフチェック(職員数<指導員数、等)
3	浄化槽新設基数		数値大小関係のセルフチェック(新設基数<設置基数) 小数点・エラー値をエラーとするセルフチェック
4	浄化槽設置基数		
	(1)	設置基数(旧構造)	数値大小関係のセルフチェック(記載値>過年度値) 小数点・エラー値をエラーとするセルフチェック
	(1)	設置基数(新構造)	集計値エラーチェック 小数点・エラー値をエラーとするセルフチェック
	(2)	設置基数(建築用途別)	数値大小関係のセルフチェック(倍以上の乖離)

No.	項目		改善策
			小数点・エラー値をエラーとするセルフチェック
5	浄化槽廃止基数		数値大小関係のセルフチェック(廃止基数>設置基数) 小数点・エラー値をエラーとするセルフチェック ●調査票改修 「浄化槽法第 11 条の 2」の記載を「浄化槽法第 11 条の 3」へ変更する。
6	行政処分等の件数及び根拠		過年度値との乖離チェック(倍以上の乖離) ●調査票改修 保健所設置市を除外した数値を入力する旨、説明を付記する。
7	浄化槽関係業者数		●調査票改修 ・「技術管理者」の「設置義務対象浄化槽数」回答欄の式を削除する。 ・東京都用の調査票を別途設け、特別区内の浄化槽関係業者数の回答欄を設ける。 ・「技術管理者」について「農業集落排水処理施設」は対象外とする旨、説明を付記する。
8	浄化槽法第 7 条検査関係		
	(1)	浄化槽法第 7 条検査結果	過年度値との乖離チェック(10%以上の低下)
	(1)	検査対象基数算出	数値大小関係のセルフチェック(対象基数<実施基数)
	(2)	不適正基数	数値大小関係のセルフチェック(不適正基数<対象基数)
9	浄化槽法第 11 条検査関係		
	(1)	浄化槽法第 11 条検査結果	過年度値との乖離チェック(10%以上の低下)
	(1)	検査対象基数算出	数値大小関係のセルフチェック(対象基数<実施基数)
	(2)	不適正基数	数値大小関係のセルフチェック(不適正基数<対象基数)
10	浄化槽法第 7 条及び第 11 条検査における BOD 検査結果		過年度値との乖離チェック(倍以上の乖離)
11	指定検査機関関係		●論理チェック(検討中で実施時期に記入あり等) ●過年度値との乖離チェック(機関数増減)
12	浄化槽設置整備事業の実施状況		●論理チェック 整合性チェック及び過年度比較チェックの自動化
13	浄化槽設置整備事業に対する都道府県の補助の状況		過年度回答との差異チェック ●調査票改修 過年度調査結果から修正・追加・削除のある都道府県・保健所設置市・特別区のみが回答する方法に変更するため、調査票に、過年度の回答結果を転記し、修正フラグを設ける。
14	浄化槽市町村整備推進事業の実施状況		●論理チェック 整合性チェック及び過年度比較チェックの自動化
15	浄化槽市町村整備推進事業に対する都道		過年度回答との差異チェック ●調査票改修

No.	項目		改善策
	府県の補助の状況		過年度調査結果から修正・追加・削除のある都道府県・保健所設置市・特別区のみが回答する方法に変更するため、調査票に、過年度の回答結果を転記し、修正フラグを設ける。
16	国庫助成による浄化槽整備実績		過年度値との乖離チェック(倍以上の乖離)
17	浄化槽法に関する事務(権限)の移譲の状況		過年度回答との差異チェック ●調査票改修 過年度調査結果から修正・追加・削除のある都道府県・保健所設置市・特別区のみが回答する方法に変更するため、調査票に、過年度の回答結果を転記し、修正フラグを設ける。
18	既設単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去に関する補助の状況		
	(1)	都道府県	過年度回答との差異チェック ●調査票改修 過年度調査結果から修正・追加・削除のある都道府県・保健所設置市・特別区のみが回答する方法に変更するため、調査票に、過年度の回答結果を転記し、修正フラグを設ける。
	(2)	市町村	●調査票改修 過年度調査結果から修正・追加・削除のある都道府県・保健所設置市・特別区のみが回答する方法に変更するため、調査票に、過年度の回答結果を転記し、修正フラグを設ける。
	(3)	単独処理浄化槽の処分方法	
19	維持管理費用に対する補助を行っている市町村の状況		浄化槽の種類について、過年度回答との差異チェック ●論理チェック 「補助の実施有無」に関する回答の整合性チェックの自動化 「細規定の有無」と「補助対象費用」の回答状況の整合性チェックの自動化 ●調査票改修 過年度調査結果から修正・追加・削除のある都道府県・保健所設置市・特別区のみが回答する方法に変更するため、調査票に、過年度の回答結果を転記し、修正フラグを設ける。
20	国庫助成事業により設置した浄化槽の法定検査実施状況の把握について		
	(1)	把握状況	過年度比較チェックの自動化
	(2)	検査結果	●調査票の改修 市町村調査票において、(1)の事業実施状況回答内容を「(2)、(3)(都道府県集計用)」シートに反映させる。
	(3)	検査結果	●論理チェック 整合性チェックの自動化
21	浄化槽台帳の整備及び活用の状況		

No.	項目		改善策
	(1)	浄化槽台帳の整備状況	<p>●調査票改修</p> <p>台帳の管理媒体が Microsoft Access の場合に表計算ソフトと専用の管理システムのどちらで回答すべきかについて説明に付記する。</p> <p>過年度調査結果から修正・追加・削除のある都道府県・保健所設置市・特別区のみが回答する方法に変更するため、調査票に、過年度の回答結果を転記し、修正フラグを設ける。</p> <p>●論理チェック</p> <p>過年度回答との差異チェック</p> <p>整合性チェックの自動化</p> <p>「台帳の管理媒体」と「台帳の運用形態」及び「台帳システムの改修」の回答状況の整合性チェック自動化</p>
	(2)	台帳データに係る整備状況	<p>過年度回答との差異チェック</p> <p>(1)の回答との整合性チェックの自動化</p> <p>●調査票改修</p> <p>過年度調査結果から修正・追加・削除のある都道府県・保健所設置市・特別区のみが回答する方法に変更するため、調査票に、過年度の回答結果を転記し、修正フラグを設ける。</p>
	(3)	浄化槽台帳の整備及び活用の状況	<p>整合性チェックの自動化</p> <p>●調査票改修</p> <p>過年度調査結果から修正・追加・削除のある都道府県・保健所設置市・特別区のみが回答する方法に変更するため、調査票に、過年度の回答結果を転記し、修正フラグを設ける。</p>
22	浄化槽管理者講習会の実施状況		
	(1)	都道府県の実施状況	整合性チェックの自動化
	(2)	市町村の実施状況	整合性チェックの自動化
23	地方公共団体が所有する浄化槽の状況		
	(1)	合併/単独別	過年度値との乖離チェック(倍以上の乖離)
	(2)	単独人槽別	過年度値との乖離チェック(倍以上の乖離)
24	災害時等における協定締結状況		<p>整合性チェックの自動化</p> <p>●調査票改修</p> <p>過年度調査結果から修正・追加・削除のある都道府県・保健所設置市・特別区のみが回答する方法に変更するため、調査票に、過年度の回答結果を転記し、修正フラグを設ける。</p>
25	法定協議会の整備状況		<p>整合性チェックの自動化</p> <p>●調査票改修</p> <p>過年度調査結果から修正・追加・削除のある都道府県・保健所設置市・特別区のみが回答する方法に変更するため、調査票に、過年度の回答結果を転記し、修正フラグを設ける。</p>
26	浄化槽処理促進区域の指定状況		<p>整合性チェックの自動化</p> <p>●調査票改修</p> <p>過年度調査結果から修正・追加・削除のある都道府県・保健所設置市・特別区のみが回答する方法に変更するため、調査票</p>

No.	項目	改善策
		に、過年度の回答結果を転記し、修正フラグを設ける。
27	浄化槽制度について地方公共団体が認識している課題等	
	(1) 都道府県	特になし
	(2) 市町村	特になし
28	前年度と比較して特記すべき変動、又は数値が大幅に変動した理由	特になし
29	本調査票について	特になし

■ 注) 斜字体の改善策は実施済の改善策を示す。

2 浄化槽の効率的な整備・運営管理に向けた分析

下表に示す設置基数、新設基数、法定検査の受検率について分析を行った。分析結果を次頁以降(図 2-1～図 2-7、表 2-1～表 2-4)に示す。

表 2-1 令和 2 年度における都道府県別浄化槽の設置状況等

都道府県名	設置基数				新設基数		受検率 (7条検査)	受検率 (11条検査)	
	全数	単独処理浄化槽	合併処理浄化槽		全数	高度処理型 割合		全数	合併処理浄化槽 のみ
			高度処理型 割合						
北海道	74,175	18,337	55,838	30.6%	1,343	72.7%	99.5%	88.4%	96.7%
青森県	113,092	67,547	45,545	5.8%	1,432	0.0%	100%*	48.0%	80.1%
岩手県	58,437	4,190	54,247	34.3%	1,259	79.7%	100%*	91.2%	92.3%
宮城県	76,714	22,124	54,590	27.3%	1,408	61.2%	100.0%	90.9%	98.6%
秋田県	69,498	26,867	42,631	31.3%	827	90.8%	81.5%	71.2%	88.2%
山形県	67,410	33,690	33,720	25.7%	540	70.7%	97.0%	75.7%	87.2%
福島県	281,793	153,902	127,891	43.8%	3,363	96.1%	90.1%	32.1%	68.1%
茨城県	249,978	87,326	162,652	40.4%	4,358	99.4%	91.1%	43.9%	56.3%
栃木県	156,682	48,336	108,346	31.5%	2,181	85.9%	100.0%	73.5%	71.6%
群馬県	305,478	165,819	139,659	49.9%	4,468	99.4%	100%*	77.9%	83.7%
埼玉県	470,907	231,746	239,161	26.3%	5,609	98.9%	92.6%	20.5%	34.7%
千葉県	548,173	292,421	255,752	37.1%	6,545	99.0%	77.3%	12.7%	24.6%
東京都	17,878	9,260	8,618	61.5%	115	96.5%	100%*	27.3%	47.8%
神奈川県	142,023	99,106	42,917	22.1%	1,046	93.7%	70.2%	15.1%	29.9%
新潟県	186,342	128,488	57,854	29.3%	1,330	68.9%	97.6%	71.5%	81.6%
富山県	39,162	26,456	12,706	28.0%	205	90.7%	100.0%	35.8%	72.5%
石川県	51,807	28,816	22,991	32.0%	438	84.0%	100.0%	44.9%	65.5%
福井県	37,546	20,651	16,895	32.4%	248	93.5%	100.0%	53.9%	73.3%
山梨県	123,061	74,157	48,904	28.2%	1,195	98.6%	96.1%	15.9%	35.1%
長野県	85,052	12,837	72,215	8.7%	1,012	41.0%	100%*	72.2%	79.8%
岐阜県	176,345	94,921	81,424	37.6%	1,472	98.8%	100.0%	95.9%	98.6%
静岡県	488,901	293,575	195,326	12.0%	6,851	27.3%	94.9%	26.9%	58.2%
愛知県	545,983	325,161	220,822	39.3%	7,757	77.9%	93.8%	24.4%	54.3%
三重県	224,424	100,483	123,941	31.6%	2,547	92.7%	100%*	39.4%	55.8%
滋賀県	31,593	12,611	18,982	8.5%	175	30.3%	100.0%	47.0%	58.7%
京都府	35,030	11,968	23,062	17.2%	331	68.0%	100%*	52.3%	67.3%
大阪府	116,008	68,728	47,280	29.9%	865	94.0%	89.8%	12.2%	24.2%
兵庫県	81,285	36,484	44,801	21.2%	641	50.4%	100%*	65.4%	83.2%
奈良県	98,874	65,752	33,122	35.1%	687	99.6%	100.0%	19.8%	49.1%
和歌山県	206,753	100,860	105,893	23.8%	2,959	66.8%	96.8%	37.5%	59.9%
鳥取県	25,505	13,545	11,960	27.3%	307	87.6%	100%*	55.1%	71.5%
島根県	68,419	30,890	37,529	32.6%	967	98.6%	100.0%	76.2%	91.5%
岡山県	172,024	60,038	111,986	22.3%	2,512	80.9%	100.0%	88.8%	93.3%
広島県	172,055	70,363	101,692	28.7%	2,677	84.8%	99.7%	71.2%	79.6%
山口県	122,498	52,514	69,984	26.8%	1,424	99.8%	89.1%	56.0%	63.4%
徳島県	199,460	124,288	75,172	39.9%	2,522	33.2%	100.0%	60.7%	70.0%
香川県	174,094	82,598	91,496	42.5%	2,921	99.3%	100.0%	53.9%	63.8%
愛媛県	173,270	87,559	85,711	41.5%	1,992	99.2%	100.0%	37.5%	74.0%
高知県	101,678	40,442	61,236	40.9%	1,628	89.7%	93.7%	58.5%	71.7%
福岡県	181,789	44,015	137,774	17.8%	3,611	79.8%	99.7%	72.1%	82.1%
佐賀県	57,024	17,161	39,863	44.5%	1,289	94.3%	100.0%	80.9%	91.2%
長崎県	76,805	13,736	63,069	45.1%	1,875	98.1%	96.7%	88.1%	90.6%
熊本県	142,985	53,457	89,528	42.8%	2,222	96.2%	100%*	66.5%	77.8%
大分県	151,104	66,790	84,314	32.5%	2,633	46.3%	100.0%	45.1%	73.6%
宮崎県	142,017	63,021	78,996	47.7%	2,267	88.6%	97.9%	56.4%	69.5%
鹿児島県	307,919	101,756	206,163	36.5%	5,625	88.6%	99.9%	42.6%	44.8%
沖縄県	88,897	55,095	33,802	38.1%	1,712	94.9%	100.0%	8.4%	19.8%
合計	7,517,947	3,639,887	3,878,060	32.3%	101,391	81.0%	96.8%	45.7%	63.9%

■ 注) *は検査対象件数が推計のため 100%超となっている場合を示す。

浄化槽の設置基数の推移

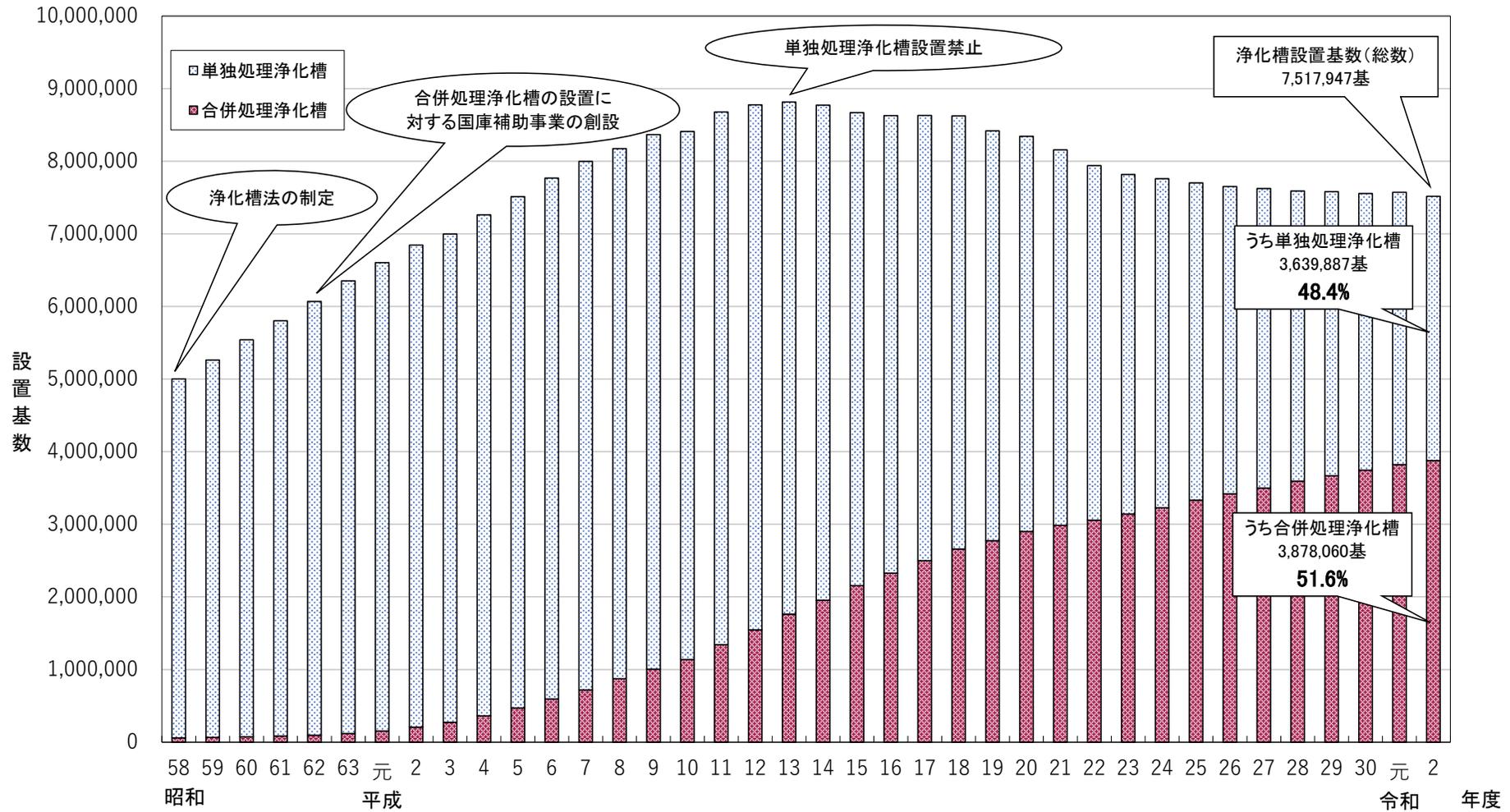
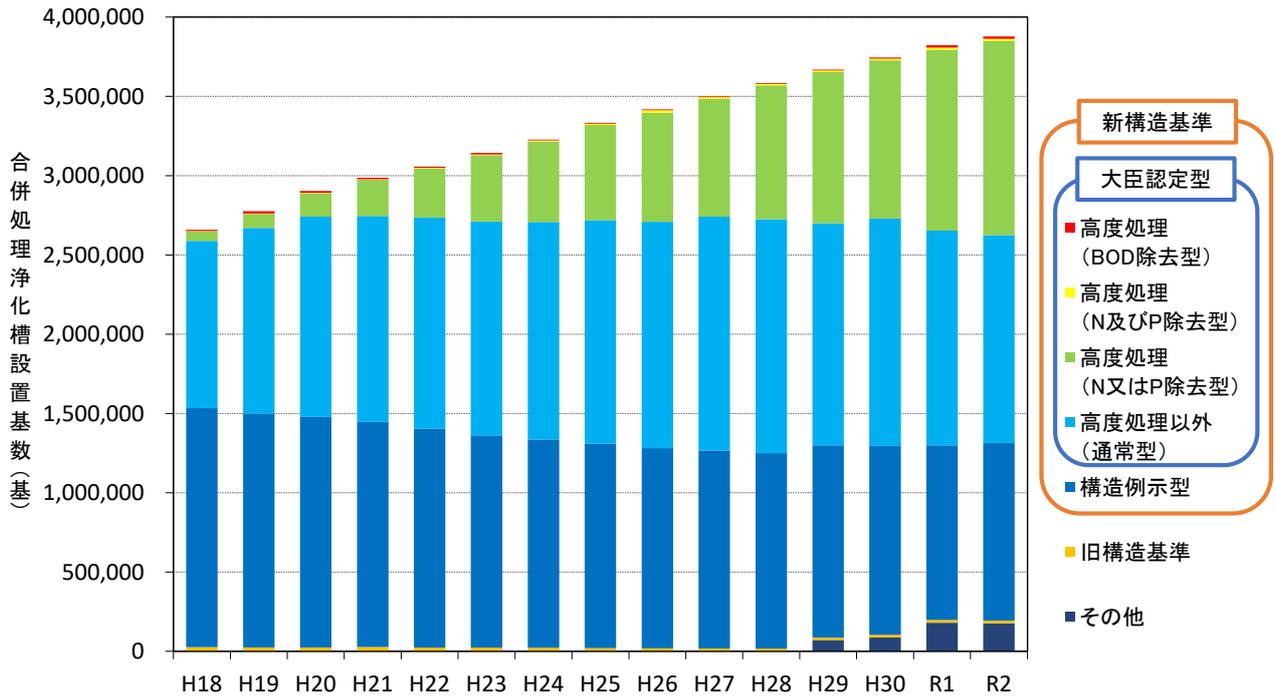


図 2-1 浄化槽の設置基数の推移



注)「その他」については平成30年度調査より区分を設けたもので、台帳上の区分の明記がなされていないもの等を示す。

図 2-2 合併処理浄化槽の設置基数の推移

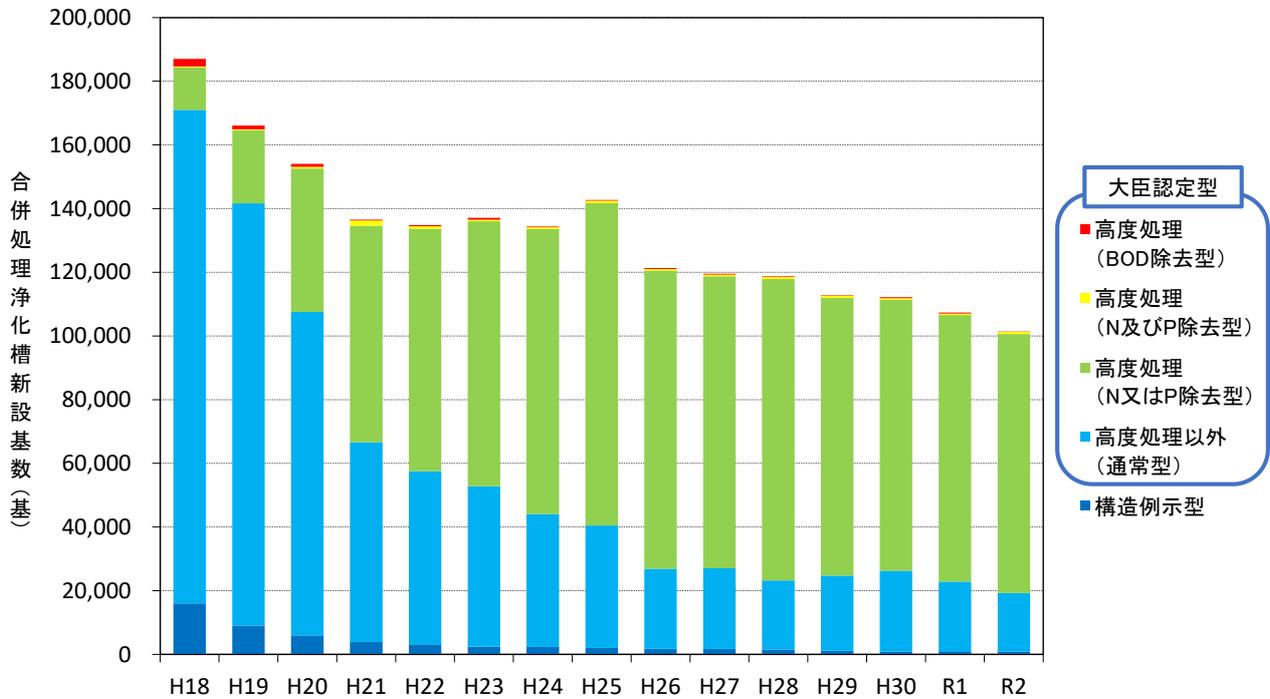


図 2-3 合併処理浄化槽の新設基数の推移

表 2-2 構造基準・人槽別浄化槽設置基数(令和 2 年度末)

種類 \ 人槽		5~20	21~100	101~200	201~300	301~500	501~1,000	1,001~2,000	2,001~3,000	3,001~4,000	4,001~5,000	5,001~10,000	10,001~	合 計	21人槽以上	101人槽以上
単独処理 浄化槽	旧構造基準	754,847	109,819	9,772	2,551	1,492	194	52	6	3	1	4	0	878,741	123,894	14,075
	新構造基準	2,553,065	203,874	2,982	744	389	53	27	4	1	0	1	6	2,761,146	208,081	4,207
合併処理 浄化槽	旧構造基準	9,369	1,728	2,007	1,160	1,433	689	317	129	48	22	32	8	16,942	7,573	5,845
	新構造基準	3,587,365	205,329	35,234	14,007	10,609	4,643	2,571	787	223	143	170	37	3,861,118	273,753	68,424
合 計		6,904,646	520,750	49,995	18,462	13,923	5,579	2,967	926	275	166	207	51	7,517,947	613,301	92,551

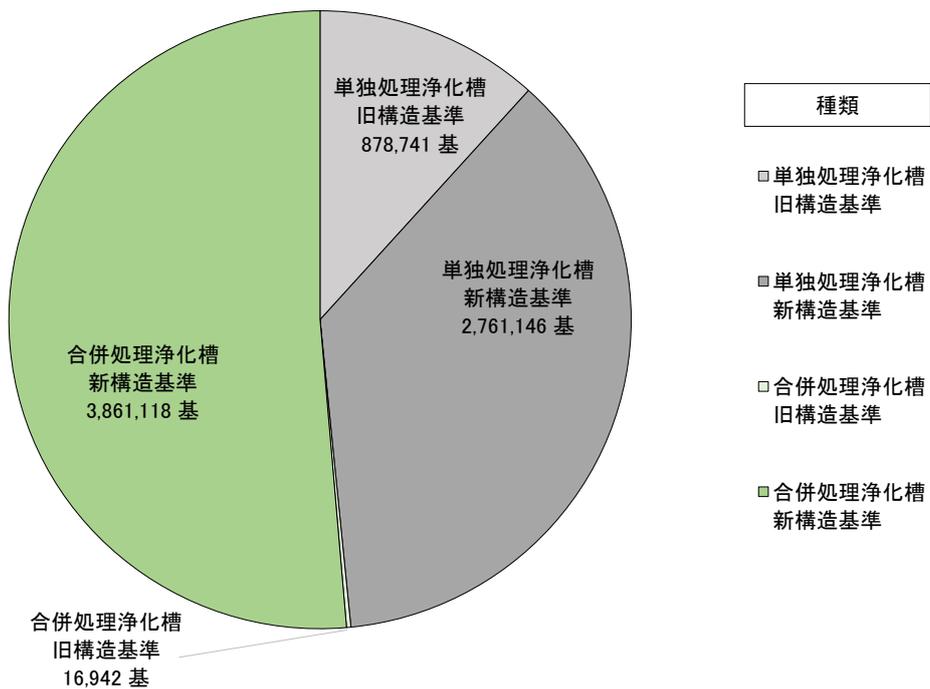
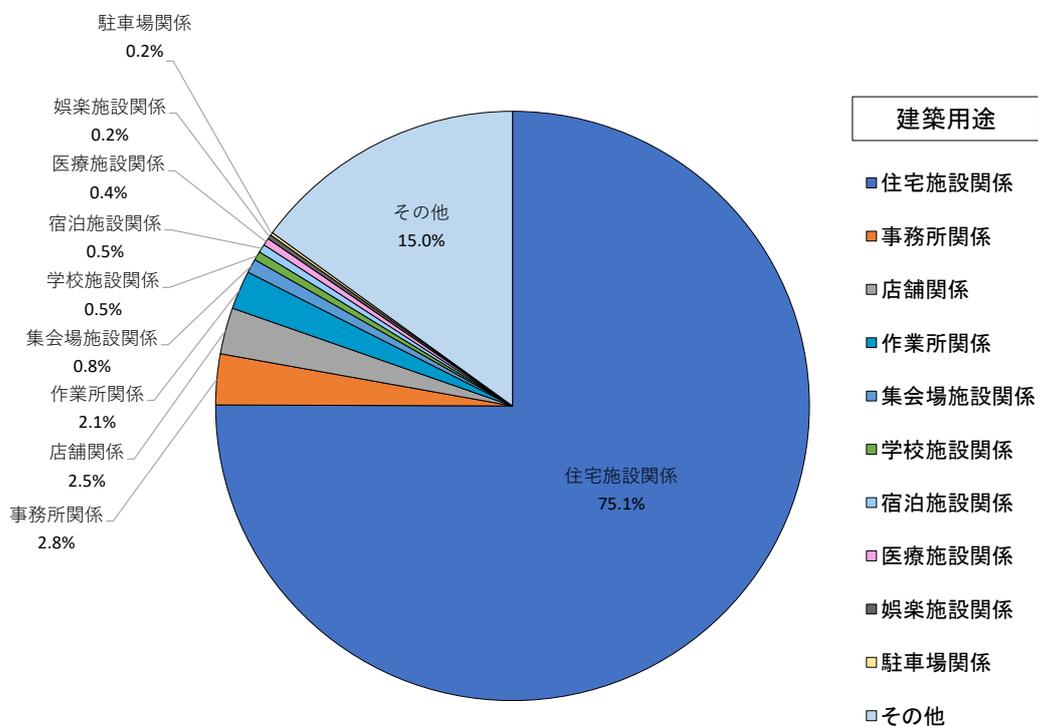


図 2-4 構造基準・人槽別浄化槽設置基数(令和 2 年度末)



注)上記には単独処理浄化槽を含む。

(令和2年度末 全基数:7,517,947基)

図 2-5 建築用途別の浄化槽設置割合

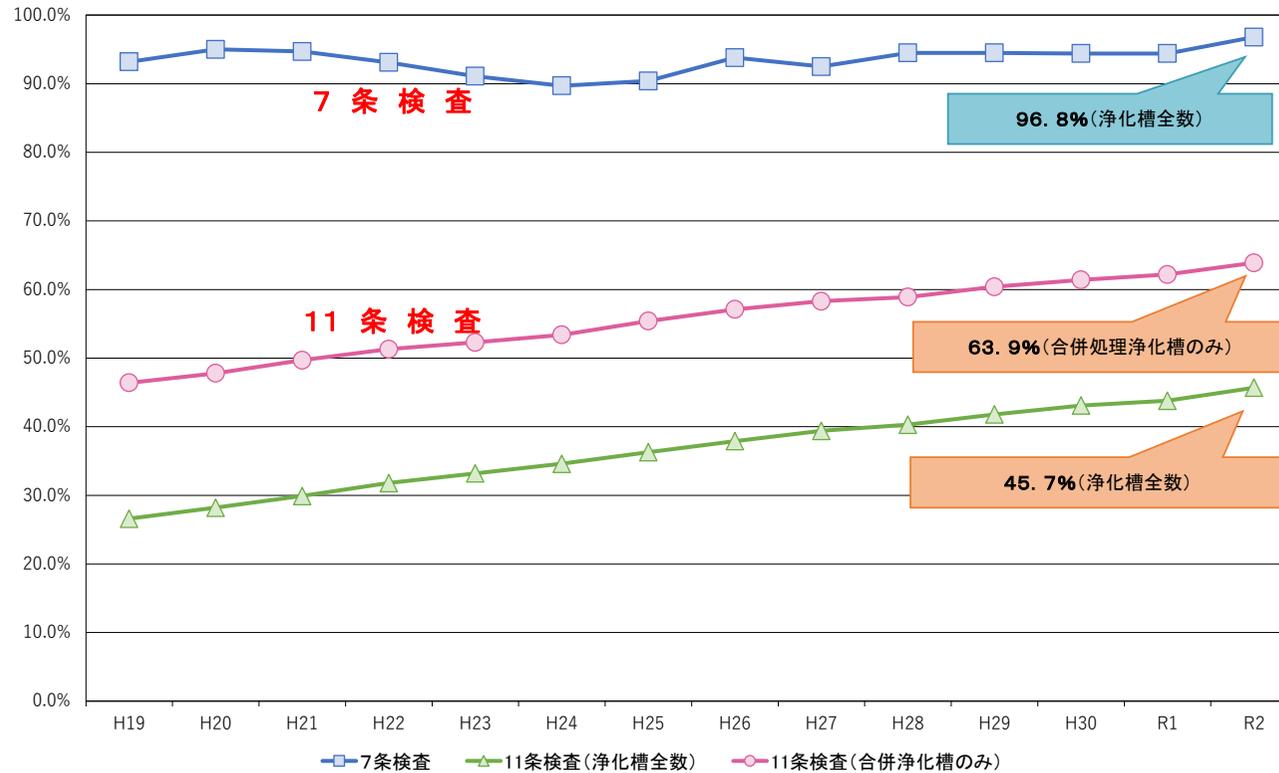


図 2-6 法定検査の受検率の推移

表 2-3 法定検査の受検率の推移

		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
7条検査	浄化槽全数	93.2%	95.0%	94.7%	93.1%	91.1%	89.7%	90.4%	93.8%	92.5%	94.5%	94.5%	94.4%	94.4%	96.8%
	合併処理浄化槽のみ	46.4%	47.8%	49.7%	51.3%	52.3%	53.4%	55.4%	57.1%	58.3%	58.9%	60.4%	61.4%	62.2%	63.9%

- (備考) 平成26年度調査より、受検率の算出方法を変更したため、以前の受検率についても同様の計算方法で再計算を行っている。
 - 平成26年度調査以降の計算方法 (検査対象基数を正確に把握していない都道府県に対し、適用している)
- (7条検査) 検査対象基数算定式 [検査対象基数]=[前年度新設基数]*11/24+[当該年度新設基数]*13/24
- (11条検査) 検査対象基数算定式 [検査対象基数]=[当該年度設置基数]-[前年度新設基数]*11/24-[当該年度新設基数]

表 2-4 設置基数・設置割合・新設基数・法定検査受検率の状況(令和2年度末)

●浄化槽の設置基数

1	千葉県	548,173
2	愛知県	545,983
3	静岡県	488,901
4	埼玉県	470,907
5	鹿児島県	307,919

1	千葉県	255,752
2	埼玉県	239,161
3	愛知県	220,822
4	鹿児島県	206,163
5	静岡県	195,326

1	愛知県	325,161
2	静岡県	293,575
3	千葉県	292,421
4	埼玉県	231,746
5	群馬県	165,819

●浄化槽の種類別設置割合

1	岩手県	92.8%
2	長野県	84.9%
3	長崎県	82.1%
4	福岡県	75.8%
5	北海道	75.3%

1	神奈川県	69.8%
2	新潟県	69.0%
3	富山県	67.6%
4	奈良県	66.5%
5	徳島県	62.3%

●浄化槽の新設設置基数

1	愛知県	7,757
2	静岡県	6,851
3	千葉県	6,545
4	鹿児島県	5,625
5	埼玉県	5,609

●法定検査(第7条検査)受検率

1	神奈川県	70.2%
2	千葉県	77.3%
3	秋田県	81.5%
4	山口県	89.1%
5	大阪府	89.8%

●法定検査(第11条検査)受検率

1	岐阜県	95.9%
2	岩手県	91.2%
3	宮城県	90.9%
4	岡山県	88.8%
5	北海道	88.4%

1	宮城県	98.6%
1	岐阜県	98.6%
3	北海道	96.7%
4	岡山県	93.3%
5	岩手県	92.3%

1	岐阜県	93.5%
2	岡山県	80.6%
3	栃木県	77.7%
4	岩手県	77.0%
5	長崎県	76.7%

1	沖縄県	8.4%
2	大阪府	12.2%
3	千葉県	12.7%
4	神奈川県	15.1%
5	山梨県	15.9%

1	沖縄県	19.8%
2	大阪府	24.2%
3	千葉県	24.6%
4	神奈川県	29.9%
5	埼玉県	34.7%

1	沖縄県	1.3%
2	千葉県	2.7%
3	愛媛県	3.0%
4	山梨県	3.6%
5	福島県	3.9%

注釈) 赤字は整備率や受検率の水準が高い順、青字は逆に整備率や受検率の水準が低いことを示す。

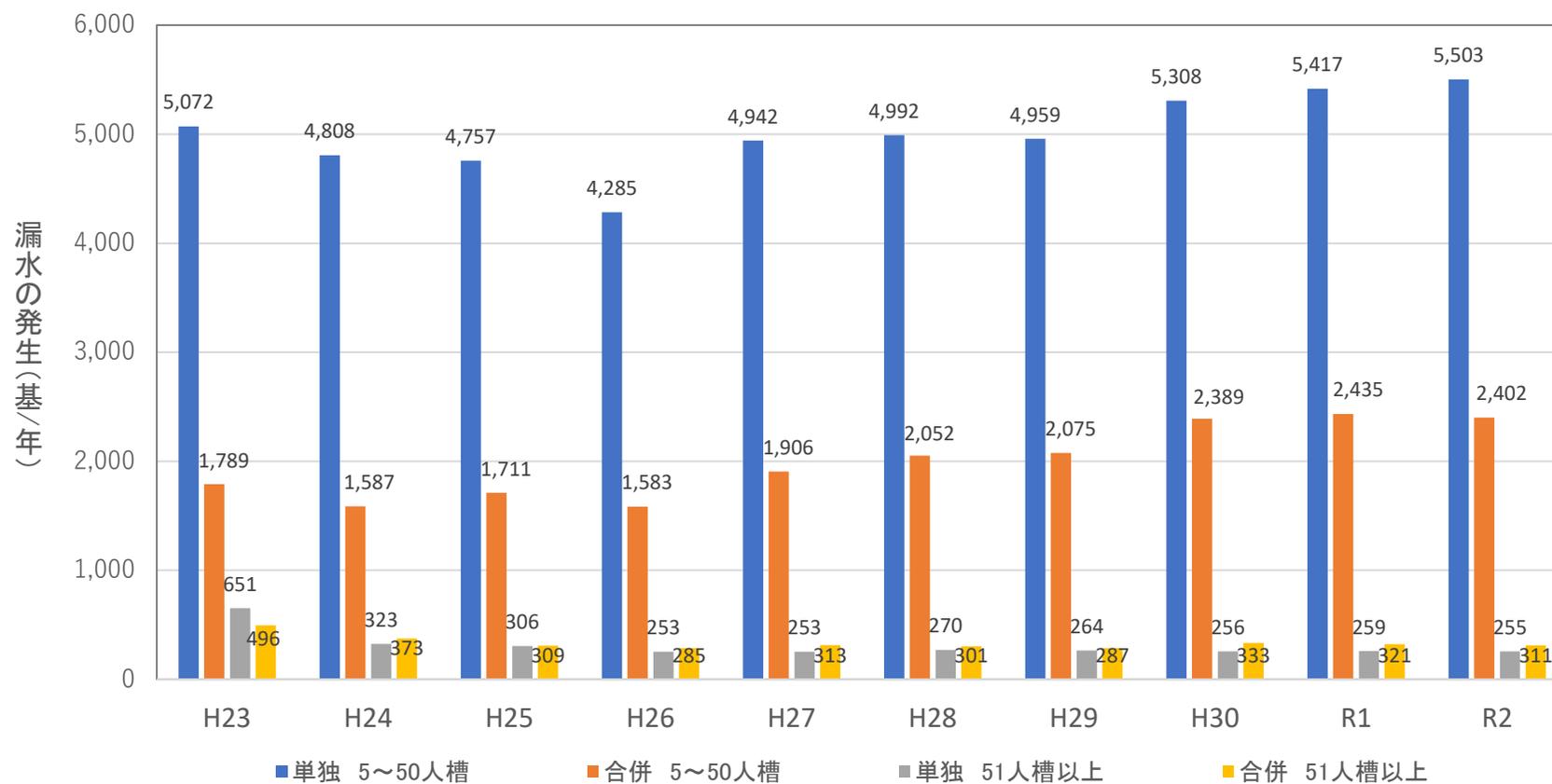


図 2-7 11 条検査不適正事項のうち、漏水の検出事例の経年推移

3 まとめと今後の課題

1.1 3.1 まとめ

全国の自治体における浄化槽に関する情報を取りまとめ、汚水処理施設の効率的な整備・運営管理に向けた施策を検討するための基礎資料を作成した。

浄化槽等の普及状況等に関する調査について、エラーチェック、公表資料作成を行った。

浄化槽の指導普及に関する調査について、調査票作成、集計、疑義照会、公表資料作成を行った。

両調査について、過年度(平成30～令和2年度の3年度)に実施した調査結果を用いて、各項目の推移や傾向等を分析した。令和3年度調査のデータを過年度データと比べ、大きな差異がある等、データに疑義が生じた場合は、当該自治体に対し聞き取り調査を行い、その要因を把握した上で、調査票のデータ修正や集計表の更新を実施した。

調査実施結果に基づき、次年度の調査実施計画案と調査票案を作成した。都道府県の作業負担等の軽減を図る目的で、過年度回答を記載した調査票による調査手法を提案した。

3.2 今後の課題

前年度までの課題に基づき、今年度の指導普及調査においても、調査票に「エラーチェックマクロ」を付与して都道府県に配布することで、データの正確性担保に向けた取組を行った。

汚水処理調査の公表時期は、概ね予定通りとなったが、指導普及調査の公表時期は、一部の都道府県の疑義照会の解消に時間を要したこと等により、1か月ほど後ろ倒しとなった。回答者の疑義照会対応に係る労務負担の削減に加えて、回答者への回答期限までの対応の呼びかけが課題である。

また、前年度までと同様に、回答者の作業負担の削減が引き続きの課題である。作業負担を削減するため、次年度調査の調査項目及び調査手法を見直し、調査手法の改善案を作成した。改善案による調査を実施する場合は、調査手法の一部変更による都道府県及び市区町村の誤記の防止が課題であり、調査手法変更の事前周知といった対策の実施が求められる。

令和3年度污水处理施設の効率的な整備・運営管理に向けた調査業務報告書

令和4年3月

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室
エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ株式会社
